

調布市都市計画マスタープラン・立地適正化計画(素案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和5年5月31日(水)～令和5年6月29日(木)
- (2) 周知方法 市報(令和5年5月20日号, 6月5日号及び6月20日号)及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所7階都市計画課, 公文書資料室, 神代出張所, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階)
各図書館・各公民館・各地域福祉センター(染地を除く), 教育会館
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接又は郵送, FAX, Eメール, インターネット専用フォーム(パブリック・コメント手続用)で
市役所都市計画課まで提出 ※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 94件(16人)

<提出意見の内訳> ※複数章にまたがる意見があり, 合計数が一致しません。

全般に対する意見	11件
第1編 都市計画マスタープラン 「I はじめに」に対する意見	0件
第1編 都市計画マスタープラン 「II まちづくりの動向と策定の視点」に対する意見	14件
第1編 都市計画マスタープラン 「III まちづくりの構想」に対する意見	8件
第1編 都市計画マスタープラン 「IV まちづくりの基本方針」に対する意見	21件
第1編 都市計画マスタープラン 「V 地域別の整備方針(地域別街づくり方針)」に対する意見	19件
第1編 都市計画マスタープラン 「VI 実現に向けて」に対する意見	6件
第2編 立地適正化計画 「I 立地適正化計画の概要」に対する意見	0件
第2編 立地適正化計画 「II 立地適正化の基本方針」に対する意見	0件
第2編 立地適正化計画 「III 居住誘導区域」に対する意見	3件
第2編 立地適正化計画 「IV 都市機能誘導区域」に対する意見	0件
第2編 立地適正化計画 「V 誘導施設」に対する意見	5件
第2編 立地適正化計画 「VI 防災指針」に対する意見	2件
第2編 立地適正化計画 「VII 誘導施策」に対する意見	0件
第2編 立地適正化計画 「VIII 進行管理と目標指標」に対する意見	1件
その他意見	8件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

※いただいた御意見等の内容は、原則として、原文を基に掲載しております。

全般

No	項目	御意見等の内容	市の考え方
1	全般	はじめに： ・パブリックコメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、外環に関するもの以外はようやく不要になるように簡潔に記載したつもりである。 ・このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください。	調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、分かりやすい形での公表に努めることとしております。多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。なお、提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合、類似の意見が何件もある場合においては、意見の概要や、同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。
2	全般	● 都市計画マスタープランや基本計画の類は、予算を考慮しない、具体性のないバラ色の未来像を描くので、総花的になり、行政の恣意的な施策づくりを導き、結果として市民要望と大きなギャップを生じることになる。	都市計画マスタープランは、まちづくりに関する基本的な方針を定めるものです。具体的な施策や財源については、財政状況を踏まえつつ、優先性、費用対効果などを勘案の上、調布市総合計画や、毎年度の予算編成において検討して参ります。
3	全般	● 都市計画マスタープランは、将来計画のはずだが、将来予測がほとんどなされておらず、過去の事実や過去に策定された計画の引き写しが多く、時代の変化を十分に反映したものになっておらず、今後20年の計画として妥当性に疑問がある。 いわゆる道路整備等のハードの公共事業は既存の諸計画が存在するので詳細に記述されているが、少子高齢化社会（医療、介護、教育、子育て、教育、産業に影響）を反映した、人口構造変化、環境問題、地域活性化等に対応したまちづくりの提案の具体化が大変貧弱か、みあたらない。コロナ禍の教訓、デジタルネットワーク社会などについてもほとんど言及されていない。加速度をつけて衰退国への道を進んでいることを象徴するような諸現象が日本社会に現れていることも視野に入っていない。	都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 また、医療、教育、産業等においても、個別計画と整合を図りながら、都市計画と関連する内容については、可能な範囲で記載しております。ソフト面での福祉や教育等の取組についていただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
4	全般	● 大きな時代の変化点にいるとの現状認識が甘い。開発志向から維持管理や、環境、福祉への方向転換を書き込むべき。 人口減少社会に入りつつあるにもかかわらず、右肩あがりの時代の開発志向のプランを継承し、調布駅前再開発など「錬金術」にこだわりがみえる。この20年計画の期間に日本が衰退国であることが、より一層明らかになる。調布市財政は未だ余裕があるとはいえ、住民福祉の観点から、適切に優先順位を付けて、必要な施策を行い、不要な施策は見直すべきであるが、そのような大きな方針がみられない。	少子高齢化が全国的に進む中で、調布市の人口は、第1編都市計画マスタープランの「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」に記載のとおり、令和12年度にピークを迎え、その後は減少することが予測されております。 また、激甚化・頻発化する災害に備えた都市基盤整備の重要性も高まっていることから、これらに対応した緩やかな都市機能の誘導やそのための都市基盤の整備なども含め、一定の基盤整備は今後も必要であると認識しております。
5	全般	● 人口減少社会に入りつつあるにもかかわらず、道路整備などのハード中心のまちづくりプランである。道路等のインフラの老朽化に伴う維持管理の視点が乏しい。 また、インフラ整備といったハード面ではなく、「人」に焦点をあてたソフト面でのプランがほとんど具体化していない。	都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 少子高齢化が全国的に進む中で、調布市の人口は、第1編都市計画マスタープランの「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」に記載のとおり、令和12年度にピークを迎え、その後は減少することが予測されております。 また、多様化する市民ニーズへの対応や限られた財源の中で、質の高い市民サービスを持続的に提供していくためには、都市のマネジメントの視点が必要であると認識しております。その考え方については、第1編都市計画マスタープラン「Ⅵ 実現に向けて」に記載しております。
6	全般	● 道路整備がもたらした大気汚染などの公害に対する視点が全くと言ってよいほどない。	自動車排気ガスによる大気汚染防止に向けた取組として、第1編都市計画マスタープランの「Ⅳ まちづくりの基本方針」において、交通分野施策①-1「道路網計画で位置付けた目指すべき道路網の実現に向けて都市計画道路及び生活道路の整備を推進・促進します。また、整備等に当たっては、地域の特性や環境への配慮に努めます。」を掲げております。 また、環境分野施策⑦-7「公用車におけるゼロエミッション・ビークル（ZEV）の導入に努めるとともに、一般車への普及を促進します。また、ZEVの充電施設の充実を図ります。」を掲げております。

7	全般	● 東日本大震災の経験から防災面の記述はあるが、最悪の公害である福島第一原発事故の経験が、再生エネルギーの創出などもっともっと多くの施策に結びつけるべきである。	市としても再生可能エネルギーの利活用は重要であると認識しており、策定に当たっては、第1編都市計画マスタープランの「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」に記載のとおり、9つの視点から検討しました。そのひとつが、再生可能エネルギーの利活用をはじめとする「ゼロカーボンシティ実現」の視点です。 また、「Ⅳ まちづくりの基本方針」の環境分野及び防災分野において、再生可能エネルギーの活用について記述しております。
8	全般	● 道路整備においては、具体的な道路名まで記載されているが、喫近の課題である待機児童対策の保育園や高齢者施設、公園など具体的なものが記載されていない。	都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 保育園、高齢者施設等についての具体的な取組は、福祉等の個別計画の中で具体化されるものであるため、都市計画マスタープランでは示しておりません。また、公園の現況については、第1編都市計画マスタープランの「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」に記載しております。あわせて、緑地も含めた公共が保全する緑についても記載しております。 公園緑地の整備方針については、「Ⅳ まちづくりの基本方針」の環境分野「施策①：公園・緑地の保全、整備」において記載しております。 さらに、市では、調布市公園・緑地機能再編整備指針に基づく公園機能の再編や、下布田遺跡での取組を進めております。この取組については、「Ⅴ 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）」において記載しております。
9	全般	●横文字が多すぎて、難しく、用語がたくさんでてきて解かりにくい。いちいち臆索をしないと行わんとすることがわからない。日本語になおすと解釈は違ってくる。横文字でごまかされているように思う。だれに向かって、発信している。行政用語だからいいのか？ 行政の計画は、市民と共に進めるのではないのでしょうか。市民にわかりやすく、行政用語を並べるのではなく、意見をもとめやすく文章にしてほしい。国、東京都がすすめる計画をそのままの用語で下ろされてもわかりにくい。	都市計画マスタープラン・立地適正化計画は、市民の方に御理解・御協力していただくことが重要と考えております。一般的に判りにくいと思われる表現については、巻末資料として用語解説を掲載しました。
10	全般	3. 建設、住居含め、転入者の増加に伴うごみの処理量は計画に入っているのでしょうか。キャパシティオーバーが気がかりです。	都市計画マスタープランの実現に向けては、「Ⅵ 実現に向けて」に記載しているとおり、市における都市のマネジメントの視点を取り入れたまちづくりを推進し、市の公共施設マネジメント及びインフラマネジメントにおける基本方針等と整合を図りながら、取り組んで参ります。
11	全般	今回の素案は大部であり、すべてを短期間で検討することは困難である。今回についても基本的な部分しかコメントすることができなかった。 これまで本案がどのように検討されていたのか承知していないが、検討の折々に作業状況を公開し、市民に意見をもとめるような努力を行うことが必要と考える。公開する場合も形式的な公開でなく、多くの市民に情報が伝わるような多様な方策を考えるべきと思う。	進捗状況については、毎年実施している市民意識調査や調布市基本計画に掲げる施策評価・事務事業評価などを踏まえて今回の策定検討を行っております。なお、市民意識調査及び施策評価・事務事業評価の結果は、市のホームページで御覧いただけます。また、第1編都市計画マスタープラン「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」において、まちづくりの現況と課題などを記載しております。 また、市民意向については、無作為抽出3,000人への市民アンケートや調布の未来を担う市立の小中学生へのアンケート、計10回のワークショップ、オープンハウス、説明会等の多様な手法を用いて把握しております。

第1編 都市計画マスタープラン

No	項目	御意見等の内容	市の考え方
12	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	●都市マスの位置づけと、現状のまちづくり 市の都市計画マスタープランについて、大所高所から深く考えたわけではありませんが、ワークショップに2回、説明会に2回参加した縁で、素朴な感想を書きます。 市の街づくり計画はいくつかある中で、このマスタープランの位置づけがよくわからない気がしています。というのも、このような立派な体系がある中でも、相変わらず狭い道の両側にぎりぎりに戸建て住宅があつという間に並ぶことや、ある程度まとまった土地には、そこにある貴重な文化遺産（元しょうゆ工場など）や得難い高木などが、これもアツという間に伐られてマンション開発が始まるが多々あるからです。それで、市内の通学路の半分以上が安全な舗道のない道であること、このこととこれらの「まちづくり計画」「プラン」との関係は？との疑問がわいてこざるを得ません。	都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。

13	II まちづくりの動向と策定の視点	<p><意見1> 『本計画【素案】』「新しい日常にも対応した目指すべき集約型の地域構造の在り方」(P10)には、「②エネルギー負荷の少ないまちづくりの誘導」についての記述があり、このような「CO₂排出量の削減を促進する考え方」に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P6 II まちづくりの動向と策定の視点 1. 調布市を取り巻く社会情勢 (1) 都市づくりに関連する社会情勢 ①全国的な社会環境の変化 「脱炭素社会の実現に向けた取組みのさらなる推進」 ゼロカーボンシティ実現に向け、環境負荷低減の取組や再生可能エネルギー、グリーンインフラ等の活用促進をはじめ環境負荷の低いエネルギーへの転換など、さらなる地球温暖化対策を進める必要があります。</p> <p><意見1>への追記理由 再生可能エネルギーの利活用は環境にやさしい自然エネルギーであり、環境負荷低減の取組みとしては有効な手段です。しかし、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。 『調布市総合計画』(令和5年3月)によると、「市は、行政の率先取組みとして、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や環境負荷の低いエネルギーへの転換に向け取り組んでいます。」(P243)との記述があり、本計画【素案】においてもこのような追記をご提案します。 また、第6次エネルギー基本計画には、「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。」(P36)「電化による対応が難しい高温域も(中略)ガスの脱炭素化が大きな役割を果たす。」(P91)と示されている通り、省エネルギーの他に環境負荷の低いエネルギーの利活用も同時並行で推進していくことが目標達成に必須であると考えます。 さらに、地球温暖化防止対策の観点からも、CCUSやCNL等の天然ガス高度利用やメタネーション(e-メタン)などにより脱炭素化を図ることで、地球温暖化防止対策推進の取り組みに貢献します。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があります。「調布市総合計画」(令和5年3月策定)においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「II まちづくりの動向と策定の視点」では、都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点に記載するとともに、「IV まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、該当箇所について、加筆・修正しました。</p>
14	II まちづくりの動向と策定の視点	<p>● P. 19 道路に関する市民意識調査 道路整備(新設、拡幅を伴う改良)と既存道路の維持管理のグラフしかないが、出典の市民意識調査をしっかりと読み解くと、自宅から商店・駅周辺への歩行者交通の安全性に対する不満であるにもかかわらず、自動車交通のための車道の道路整備を行っているので、満足度が少ししか上がらない。高齢化社会になって、バリアフリーを含む歩道整備のニーズは増すことが予想される。</p>	<p>バリアフリーを含む道路整備については、重要と認識しております。 施策については、第1編都市計画マスタープランの「IV まちづくりの基本方針」、福祉分野の「施策①:安全・快適な道路の整備」及び「V 地域別の整備方針(地域別街づくり方針)」において記載しております。</p>
15	II まちづくりの動向と策定の視点	<p>● P. 22 公共交通に関する市民意識調査は、電車・バスをひとまとめにしているが、分けて調査すべきである。 バス路線は、コロナ禍の影響もあろうが、すでに路線廃止や便数減らしが行われている。また、調布市域の地図に公共交通機関である鉄道路線及びバス路線を示した図を記載すべきである。</p>	<p>いただいた御意見の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。 鉄道路線及びバス路線については、第1編都市計画マスタープランの「IV まちづくりの基本方針」における交通関連方針図に記載しております。</p>
16	II まちづくりの動向と策定の視点	<p>● P. 28 公園 公園が絶対的に不足しているだけでなく、利用者(幼児、児童、老人等)のニーズにあったものかまで含めた検討がされてない。そうすれば公園施策の貧困さや対応する財源不足が見えて来るだろう。例えば、入間町2丁目の糟峰神社近くの仲よし広場はキャッチボールができる数少ない広場であったが、市に買い上げ予算がなかったようで宅地化したことは子どもにとっては悲しい事実である。 公園等の位置を地図上に掲載すること 仲よし広場がいくつも住宅地が変わっていったことを数値で示すこと。 子育てや高齢者などの地域の憩いの空間であるにもかかわらず、金余りの金融政策による宅地開発と相続などにより、借地の仲よし広場は失われていく。それに歯止めをかけ、買い取り、公園指定して維持していく政策を推進することが時代の要求である。 大きな公園も必要だが、日々の生活空間にある、公園、遊歩道などを記述する紙面が少ないことが、道路等の開発優先の政策を反映している。これまで野原や田畑を道路に変えてきた開発優先の政策だったが、これからは逆に環境優先の政策を志向すべきである。</p>	<p>公園を含めたみどりの現況を把握するため、緑被率及びみどり率、また、その中における公共が保全する緑について推移を記載するとともに、公園面積について記載しております。 市では、公園の配置については、公園機能を代替する緑地も含めて考えております。また、調布市公園・緑地機能再編指針に基づく公園・緑地機能の再編に取り組んでおり、その具体的な内容は、第1編都市計画マスタープランの「V 地域別の整備方針(地域別街づくり方針)」に記載しております。 公園・緑地の位置については、「IV まちづくりの基本方針」における環境関連方針図に示しております。また、公園整備の施策については、環境分野の「施策①:公園・緑地の保全、整備」として記載しております。 仲よし広場の数値については、比較可能なように、旧都市計画マスタープラン改定と同時期(平成26年4月)の数値を追記しました。</p>

17	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	● P. 32 鉄道駅の乗降客数・バリアフリー状況 表のバリアフリー状況にホームドアの設置状況を追加すること。バリアフリー（視覚障がい者保護）、安全対策、自殺対策などに有効である。	いただいた御意見を踏まえ、ホームドア・可動式ホーム柵の設置されている駅について追記しました。
18	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	● P. 34 バリアフリー重点整備地区 調布市バリアフリーマスタープランに定める重点整備地区が色表示されているが、合理的根拠が理解できない。第2の乗降客数の仙川駅周辺など東部地区の3駅周辺が除かれているのはなぜか、説明を求める。	令和4年4月策定の調布市バリアフリーマスタープランにおいて、市内全ての駅を中心とした交通結節点を含む地区を移動等円滑化促進地区に設定し、バリアフリー化を引き続き推進するとともに、旧バリアフリー基本構想における重点整備地区において未完了事業のある「調布駅・布田駅・国領駅周辺地区」と「飛田給駅周辺地区」に加え、今後、土地区画整理事業の予定がある「京王多摩川駅周辺地区」を重点整備地区に設定しております。 御意見を踏まえ、図に移動等円滑化促進地区を追記するとともに、各地区の説明を追記しました。
19	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	● P. 37 耐震化率の現状と目標 8年前の平成27年（2015年）を「現状」として載せる神経が理解できない。 出典「調布市耐震改修促進計画（2017年3月）」だが、まともにPDCAサイクル回していたら、例えば、5年後の2020年頃の数値があっただけである。直近の数値を掲載することと目標に対する進捗状況を示すことを求める。	耐震化率等については、現在の調布市耐震改修促進計画（平成29年3月）に基づき記載しております。なお、調布市耐震改修促進計画については、令和5年度中の改定に向けた検討を進めており、耐震化率等の計画策定後の数値についても現在精査中です。
20	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	● P. 38～40 地域総合危険度 P. 38の総合危険度図は、台風19号の被害を適切に表現してない。浸水の危険性を示して、積極的に住む場所でないことを示すものに改めるのが一番望ましい。少なくとも言葉を地震とか火災とかに特化したものにするなど見直しが必要である。たとえば、「地域総合危険度（浸水危険度を除く）」などにすればわかりやすい。	いただいた御意見を踏まえ、地震に関する危険性を示したものであることを追記しました。
21	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	<意見2> 下記の項目に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。 P43 Ⅱまちづくりの動向と策定の視点 3. まちづくりの現況と課題 （4）防災の現況と課題 ②課題 【新たに取り組むべき課題】 ①安心して避難できる避難所の整備・充実 新型コロナウイルス感染症の蔓延など、様々な理由から避難所に対するニーズが多様化しています。そのため、だれもが安心して過ごせる避難所とするため、バリアフリー化の推進や、 <u>エネルギーの確保など</u> 避難場所及び防災拠点のさらなる整備などを推進していく必要があります。 <意見2>への追記理由 市庁舎・消防署・病院・避難施設などの防災上重要な拠点において、災害時における業務継続機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進するためには、避難された市民の方や働く職員が安全で安心かつ平常時の日常生活に近い環境を提供することが重要です。 『調布市地域防災計画』（令和3年修正）では、「発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、（中略）各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるための <u>エネルギー（電力）の確保が不可欠</u> である。」（P113）との記述があり、エネルギー確保の重要性について示されております。 『調布市総合計画』（令和5年3月）では、「自助による防災対策の取組として、家具転倒防止対策やローリングストックを活用した備蓄の推進や <u>エネルギーの確保</u> のほか、（中略）市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます」（P85）といった記述があります。 このように、避難生活に必要な発電設備等の充実を進めるとともに、エネルギー供給途絶に対応するために、防災・減災対策との多角的な視点により、平常時から使用するエネルギーに関してもフェーズフリーの考え方を推進するなど柔軟な対応が必要であると考えます。	都市計画マスタープランは、都市基盤や土地利用などの都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、避難場所や防災拠点の整備を推進することなどについて記載しております。 避難所におけるエネルギーの確保については、市も重要性を認識しており、地域防災計画や国土強靱化地域計画において、安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保による都市機能維持の基本的な考え方として、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を維持させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠であると示しております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。

22	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	<p>都市計画マスタープラン</p> <p>① 「人口構造の変化への対応」の視点を強化する 「将来的に人口減少が見込まれる状況においても、持続的な発展を可能とするため、これまで培ってきた既存ストックを効果的・効率的に活用するとともに、民間等との連携により、都市をマネジメント（維持管理・活用）していくことで、高質な都市空間の形成に向けた考え方を示します。」 →コロナ禍以降、グリーンホールの建替に民間活力を利用したPFI方式に名乗りを挙げる事業者がなく、2年間の事業が延期となっている。このことをまず市民に説明会を開催して説明して欲しい。 グリーンホールは更地にして建替えるのではなく、リファイニング建築等、改築で耐震やバリアフリーといった課題を解決する方法を採用すべきである。リファイニング建築の場合、完全な新築と比して工費は7割、工期も7割、CO2排出を7割を削減できると言われており、2050年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言している調布市では、もはや建築ストックの活用として更地にして建替える手法は認められない。グリーンホール除却の支障移転で総合福祉センターが京王多摩川に移転させられることになっている。グリーンホールの除却方針を中止することで、総合福祉センターが現位置にあり続けることができる。市民にグリーンホールを取壊してよいものかどうか、総合福祉センターを移転させるべきか否か、都市計画マスタープラン策定における第一の課題として、市民に問うべきである。</p>	<p>市では、平成29年3月に調布市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適切な維持管理・運営の推進に向けて、旧耐震基準の建物における耐震診断の結果や、劣化度診断の結果等を踏まえ、長寿命化により供用期間の延長が見込める建物については、必要に応じて長寿命化を行うことや、長寿命化を図る建物については、機能向上に資する大規模改修（スケルトン改修）を選択肢として検討のうえ、必要に応じて取り組むことを示しております。</p> <p>また、令和5年2月に調布市公共施設マネジメント計画を策定し、グリーンホールに関する見直しの方向として、「ホール機能の在り方や規模等の検討を踏まえ、行革プランに位置付けらうと、総合福祉センター敷地も含めた現敷地全体を最大限活用可能な施設の整備手法や、その実施時期等について多角的に検討する。検討においては、民間活力の活用による財政負担の抑制を基本として、整備に関する考え方を整理したうえで取組を推進する。」と示しております。</p> <p>総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
23	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	<p>② 「安全・安心（防災）」の視点を強化する 「令和元（2019）年10月に発生した「令和元年東日本台風（台風第19号）」では、市においても6,000人以上の方が避難所に避難され、多くの家屋が床上床下浸水の被害に見舞われました。」 →調布市は流域治水の考え方で浸水被害想定地域の開発行為をあらゆる方法で抑制させなければならない。新しい建物を建設することによって浸水被害想定地域での人口が増えないようにしなければならない。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p>
24	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	<p>全体的に道路などハード優先と感じられる。策定の視点の中に、住む人が心の豊かさを求められるような文化的な環境の視点を入れるべきである。</p> <p>マスタープランでは、将来の都市像として「住み続けたい 緑に囲まれるまち」を継承しているが、人は緑があれば「ほっとし、住み続けられる」ものではない。大切な要素である人の心の問題が考慮されていないように思われる。道路や緑の整備は、どのまちでも同様に目標とし進められている。そうだけであれば、人々は単にコスパで住むまちを選び、それに依りて次のまちに移ることになる。人々が調布に住み続けることを選ぶのは、調布が好きで誇りをもてるまちであると思った時ではないだろうか。調布の特徴を良く認識し、それらを個性として尊重し育てるまちづくりを行わなければ、調布はone of themのまちでなくなる。</p> <p>調布は、東京の他の区市町村と比べるとたいへん恵まれた歴史的遺産が多く残され、文化的な環境も豊かである。例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古刹深大寺があり、国宝釈迦如来像が安置されている。地域の寺に伝来する国宝の仏像彫刻としては東京で唯一のものである。 ・国指定史跡が2カ所(深大寺城跡、下布田遺跡)ある。多摩地域には国指定史跡が14カ所あるが、その中の2カ所が調布市内には存在する。 <p>その他にも野川遺跡や染地遺跡など有名な遺跡がある。式内社の多摩八座のうち3社の論社など多くの寺社が残されている、また甲州街道や品川道などの古来からの道があり今も使われている。また、多摩川も古くからの交通路であり万葉集にも歌われた文化遺産の一つである。「布田」「染地」「調布」など歴史ある地名も多く残されている。</p> <p>新しい文化の面でも、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調布国際音楽祭が毎年開催され、国際的な音楽家を多数輩出している桐朋学園大学が存在するなど、音楽にかかわる豊かな環境がある。 ・映画産業が発展した歴史を持ち、その伝統が現在も継承され、「映画の町」と言われている。 	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。</p> <p>今回の計画検討に当たっては、市民の皆様の御意見をお聴きするために、無作為抽出3,000人への市民アンケートや調布の未来を担う市立の小中学生へのアンケート、計10回のワークショップ、オープンハウス、説明会等の多様な手法を実施しました。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

		<p>などなど、特徴のある文化的な環境がある。さらには、神代植物公園や味の素スタジアム、調布飛行場など他の地域には少ない新しい施設なども作られている。</p> <p>調布は、どの時代にも東京或いは多摩と言うような広い地域の政治・商業の中心的なまちではなかったが、それらをつなぐ交通路である道や川の周りに往古から人々が集い村がつくられ連綿と生活を続け、途切れることなく歴史を紡いできたまちである。その痕跡が今も多く文化遺産として守られてきている。今回のマスタープランは、これらの特徴や固有の文化遺産をほとんど無視して（一部言葉は出ているが、具体性が感じられない。）、どのまちでも言われる「にぎわい」「やすらぎ」「ふれあい」などの言葉が踊るだけで、どこでも行われる道路などハードの整備などで終わり、ハードを作るための「建設計画」でしかなく、人が“住む”まちの「都市計画」とは言えないと思う。</p>	
25	Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点	<p><意見1> 『本計画【素案】』「新しい日常にも対応した目指すべき集約型の地域構造の在り方」(P10)には、「②エネルギー負荷の少ないまちづくりの誘導」についての記述があり、このような「CO₂排出量の削減を促進する考え方」に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P63 Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点 4. 策定の視点 ③「ゼロカーボンシティ実現」の視点を強化する (4行目)その実現に向けて、(中略)を積極的に推進します。また、再生可能エネルギーや環境負荷の低いエネルギーへの転換、省エネルギーの取組、ごみの発生抑制・資源循環型の促進など、持続可能な脱炭素・循環型社会のまちづくりの考え方を示します。</p> <p><意見1>への追記理由 再生可能エネルギーの利活用は環境にやさしい自然エネルギーであり、環境負荷低減の取組みとしては有効な手段です。しかし、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。 『調布市総合計画』(令和5年3月)によると、「市は、行政の率先取組みとして、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や環境負荷の低いエネルギーへの転換に向け取り組んでいます。」(P243)との記述があり、本計画【素案】においてもこのような追記をご提案します。 また、第6次エネルギー基本計画には、「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。」(P36)「電化による対応が難しい高温域も(中略)ガスの脱炭素化が大きな役割を果たす。」(P91)と示されている通り、省エネルギーの他に環境負荷の低いエネルギーの利活用も同時並行で推進していくことが目標達成に必須であると考えます。 さらに、地球温暖化防止対策の観点からも、CCUSやCNL等の天然ガス高度利用やメタネーション(e-メタン)などにより脱炭素化を図ることで、地球温暖化防止対策推進の取り組みに貢献します。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があり、「調布市総合計画」(令和5年3月策定)においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」では、都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点へ記載するとともに、「Ⅳ まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、該当箇所について、加筆・修正しました。</p>
26	Ⅲ まちづくりの構想	<p>「まちづくりの目標」は、「(1)理念」や「(2)将来都市像」「(3)まちづくりの方向」が極めて抽象的であり調布の特徴が感じられない。調布の特徴を前提として調布をどのようなまちにしようとしているかが明確ではない。このことが、以降の構造以下を抽象的なものとしているように感じる。調布は、工業都市でも商業都市でも観光都市でもなく、住む人々が「安心・安全・快適」に暮らし、「緑や文化、これまでの歴史と伝統」を尊重し、それにより住む人に「ゆとり」をもたらす住む人のまち「居住都市」とすることを明確すべきである。</p>	<p>都市計画マスタープランの策定に当たっては、市のまちづくりの目標・理念・将来都市像は恒久的に持つべきものと考え、前計画から継承することとしております。</p> <p>その上で、第1編都市計画マスタープランの「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」における策定の視点を踏まえ、今後おおむね20年間で取り組むべき、まちづくりの方向を記載しております。</p>
27	Ⅲ まちづくりの構想	<p>〇調布は、まだまだ緑がのこっているので、このマスタープランに記されているように今ある緑を守ってほしい。畑等を取得、借り上げて残してほしい。家、建物をたてるからと言って、桜の木を伐り調布の観光の一つであった野川ライトアップが出来なくなるなどのないように、あらたなる観光をつくるのも必要であるが、今ある自然を壊すのでなく、観光になる資源として大切に、開発に向かってほしい。</p>	<p>第1編都市計画マスタープラン「Ⅲ まちづくりの構想」において掲げた将来都市像である「住み続けたい 緑につつまれるまち 調布」の実現に向け、多様なみどりを保全・活用していくとともに、自然環境と調和した都市環境の形成を図ります。</p>

28	Ⅲ まちづくりの構想	<p><意見2> 下記の項目に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P69 Ⅲまちづくりの構想 1. まちづくりの目標 (3) まちづくりの方向 4. ゆとりある都市空間の形成</p> <p>【主な関係分野】交通、環境、福祉、防災、住環境、景観、地域活性化、<u>エネルギー</u></p> <p><意見2>への追記理由 市庁舎・消防署・病院・避難施設などの防災上重要な拠点において、災害時における業務継続機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進するためには、避難された市民の方や働く職員が安全で安心かつ平常時の日常生活に近い環境を提供することが重要です。 『調布市地域防災計画』（令和3年修正）では、「発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、（中略）各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるための<u>エネルギー（電力）の確保が不可欠</u>である。」（P113）との記述があり、エネルギー確保の重要性について示されています。 『調布市総合計画』（令和5年3月）では、「自助による防災対策の取組として、家具転倒防止対策やローリングストックを活用した備蓄の推進や<u>エネルギーの確保</u>のほか、（中略）市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます」（P85）といった記述があります。 このように、避難生活に必要な発電設備等の充実を進めるとともに、エネルギー供給途絶に対応するために、防災・減災対策との多角的な視点により、平常時から使用するエネルギーに関してもフェーズフリーの考え方を推進するなど柔軟な対応が必要であると考えます。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があります。「調布市総合計画」（令和5年3月策定）においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」では、「都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点に記載するとともに、「Ⅳ まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
29	Ⅲ まちづくりの構想	<p>(3) まちづくりの方向 ・生産緑地は～【主な関係分野】環境、住環境、景観、地域活性化 →「学校給食、S&Aの取り組み強化のためのシステム化」を加えてほしい。 それは、土地利用の方針【土地利用に関する基本的方針】 ・災害に強い安全・安心なまちづくりに資する土地利用～ ・公園・緑地を～ 都市農地を持つ多面的な機能の発揮に向けた取組～ につながる。</p>	<p>都市農地の保全・活用については、都市農業の振興に向けた取組と合わせて促進していきたいと考えております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、学校給食における市内産野菜の提供のようなS&A（スクール アンド アグリカルチャー）の取組に関して追記いたします。</p>
30	Ⅲ まちづくりの構想	<p>「将来都市構造」の記述も極めて抽象的であり、何故4つのゾーンにするのか、ゾーンの意味は何かなど良く判らない部分が多い。それらと「拠点」との関係も不明である。前段で示された目標を前提に、今後の高齢化・人口減少などの社会構造の変化を踏まえて、調布が目標とする町の構造を明確化することが必要である。構造とは町作りの基本的な考え方であり骨格である。一例を提示するとすれば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域拠点と定義されている京王線の各駅周辺は、日常生活のための拠点とし、主に徒歩でアクセスできる範囲の住民が日常生活に必要な物資が得られる商業地域を核とする。 2. 中心拠点となる調布駅周辺は、地域拠点の核機能に加え、行政施設、音楽や演劇などの文化施設、非日常的な買い物ができる商業施設、大規模医療施設、近隣の人々が集まる広場などを有する地域とする。ここは市内および駅から5～6km程度の範囲の人々が、主に公共交通網を利用して集まる場所とし、新宿や渋谷などのような広範な地域から人を集める「繁華街」とはしない。 3. 仙川駅周辺は調布駅周辺からやや離れているので、中心拠点の一部機能を持つ準中心拠点とする。 4. 各拠点の中心部分は高層化地域とし、基本的に住宅は5階建て以上の高層住宅地域とする。それ以外の地域は低層住宅地域とする。低層住宅地域では、個々の住宅敷地は緑を含む一定以上の広さを求める。 5. したがって各拠点は、理念的な模式的な構造を示せば①商業施設などが集まる核部分、②その周囲に高層住宅地域、③さらにその外縁に低層住宅地域が広がる構造とする。 6. はげ下など水害時の浸水深が3m以上と想定されている地域は、すべての建築物は基本的には5階建て以上、すくなくとも3階建て以上の高層建物地域とし、水害時には建物内での垂直避難が可能な地域とする。 	<p>4つのゾーンについては、市を広域的な地域区分である東西南北の4地域に分けて考える場合に用いている区分です。</p> <p>将来都市構造図に示す、拠点・軸などの形成方針については、第1編都市計画マスタープランの「Ⅲ まちづくりの構想」に記載しております。</p> <p>また、第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p> <p>その他のいただいた御意見の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

		<p>7. 北部地域は、深大寺や深大寺城跡、神代植物公園を中心としたグリーンゾーンとし、基本的に建築物は低層とし、各建築物は周囲に十分な緑を有するものとする。</p> <p>8. 道路は、この構造を前提に、①各々の拠点内で人が歩く道、②各拠点から遠い地域の人々を中心拠点、準中心拠点へ運ぶ道を整備する。</p> <p>9. 前項の②を実現するための公共交通網を整備する。</p> <p>10. 旧甲州街道、鶴川街道などなどの都市間を結ぶ幹線道路は、基本的には自動車のための道路として、立体化を目標に上記8の生活道路とは分離する。</p> <p>11. 生活道路は、「①人、②自転車など軽車両、③自動車など」の優先順位を明確にして整備し、緊急車両、公共交通、地域住人の自動車、地域内への配送車など地域にニーズのある以外の車両の通行を止める。</p> <p>12. 今後の高齢化・人口減少を見据え、自動車優先を前提とした都市計画道路などの幹線道路の新たな建設は行わない。今後、道路整備は上記11を実現するための生活道路の整備を中心とする。</p> <p>などなどが考えられる。上記は一つの例示であり、諸点について多くの市民で十分に論議し明確にした上で、各拠点の形成方針を定めることが必要である。</p>	
31	Ⅲ まちづくりの構想 Ⅴ 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>Ⅲ まちづくりの構想 【拠点の形成方針】 P73、P171</p> <p>■調布駅周辺（中心市街地）（区域マスタープラン：必要な地域の拠点）多摩地域内の主要な玄関口、交通ターミナルにふさわしい広域的な中心性を備えた拠点として位置付け、魅力ある市街地の形成を目指します。駅前広場等のまちなかの公共空間等を活用し、多様な世代の活発な交流・活動を促すことで、エリアの価値・魅力の向上やイノベーションの創出を図るとともに、だれもが安心して快適に回遊・滞在できる拠点を形成します。道路等の都市基盤施設の整備の推進・促進と市街地再開発事業等による土地の有効・高度利用を図り、行政・商業・業務・文化・医療・学術・研究・居住等の生活機能がバランスよく整えられた、市の中心として魅力ある市街地を形成します。</p> <p>→総合福祉センターを京王多摩川に移転させることとして「福祉」が抜けている。</p> <p>だれもが安心して快適に回遊・滞在できる拠点として市の中心である調布駅前の現位置にこそ総合福祉センターが維持されるべきである。</p>	<p>京王多摩川駅周辺地区の地区計画では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進に向けて、「地域共生社会に向けた多世代が共に生き、多様な主体が交流するコンパクトなまちづくり」を推進することを目指しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランでは、市の考え方などを踏まえて、「Ⅲ まちづくりの構想」において、拠点の形成方針を示しております。</p>
32	Ⅲ まちづくりの構想 Ⅴ 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>P74、P171</p> <p>■京王多摩川駅周辺（南部地域）（区域マスタープラン：生活の中心地）地域共生社会の充実に向けて、総合的な福祉機能や日常生活に密着した生活支援機能、駅前居住機能などを誘導するとともに、水害に備えた避難体制の強化、駅周辺の回遊性の向上などを図りながら、駅周辺にふさわしい商業を中心とした拠点を形成します。</p> <p>→浸水被害想定地域に総合福祉センターを移転させるべきではない。</p> <p>流域治水の考え方と矛盾する。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランでは、市の考え方などを踏まえて、「Ⅲ まちづくりの構想」において、拠点の形成方針を示しております。</p>
33	Ⅲ まちづくりの構想 Ⅴ 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>■多摩川住宅地区周辺（南部地域）（区域マスタープラン：生活の中心地）大規模な建替えにあわせて、地域のにぎわいと安心・快適に住み続けられる魅力ある居住機能の向上及び生活空間の確保により、良質な住宅による多様な世代が共生する生活の拠点を形成します。</p> <p>→浸水被害想定地域で開発行為によって、地域人口を増加させることは流域治水の考え方と矛盾する。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p>

34	IV まちづくりの基本方針	<p><意見2> 下記の項目に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P83 IVまちづくりの基本方針 まちづくりの基本方針 防災</p> <p>②激甚化・頻発化する風水害に対応しエネルギー確保などの対策を図ります。</p> <p><意見2>への追記理由 市庁舎・消防署・病院・避難施設などの防災上重要な拠点において、災害時における業務継続機能を強化し、災害に強いまちづくりを推進するためには、避難された市民の方や働く職員が安全で安心かつ平常時の日常生活に近い環境を提供することが重要です。 『調布市地域防災計画』（令和3年修正）では、「発災後の市民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、（中略）各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を機能させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠である。」（P113）との記述があり、エネルギー確保の重要性について示されています。 『調布市総合計画』（令和5年3月）では、「自助による防災対策の取組として、家具転倒防止対策やローリングストックを活用した備蓄の推進やエネルギーの確保のほか、（中略）市は、平常時からの防災意識の啓発に向けて更に取組を進めます」（P85）といった記述があります。 このように、避難生活に必要な発電設備等の充実を進めるとともに、エネルギー供給途絶に対応するために、防災・減災対策との多角的な視点により、平常時から使用するエネルギーに関してもフェーズフリーの考え方を推進するなど柔軟な対応が必要であると考えます。</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市基盤や土地利用などの都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、第1編都市計画マスタープラン「IV まちづくりの基本方針」における、防災分野のまちづくりの基本方針では、地震災害や風水害に対する防災基盤の整備や地域との連携について記載しております。 避難所におけるエネルギーの確保については、市も重要性を認識しており、地域防災計画や国土強靱化地域計画において、安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保による都市機能維持の基本的な考え方として、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能を確保するとともに、こうした施設を維持させるためのエネルギー（電力）の確保が不可欠であると示しております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
35	IV まちづくりの基本方針	<p>2. 道路とまちづくりのカテゴリーでは、北部は色々な長い話し合いの中で、Bruchがオープンしました。東京への一直線の地下鉄計画で、全体の車両を減らしていきたいものです。</p>	<p>第1編都市計画マスタープラン「VI 実現に向けて」において、これまでの幅広い市民参加と協働によるまちづくりを更に発展させ、多様な主体と共に考え、ともに行動することで、地域課題の解決や市街地の魅力を育てていく、「共創によるまちづくり」を推進していくことを記載しております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
36	IV まちづくりの基本方針	<p>●バス停でのバスの正着について 駅前ひろばのバスロータリーでは、バスの正着で乗客の安全を確保することが、（雨に濡れないで駅に行ける）上屋根の設置とともに最重要な改修理由（要件）でした。今から始まる南ロータリー工事について、正着できる方式が新潟市など他の改修現場で行われており、ブリジストンが開発していて参考になります。今からつくるバス停で、正着できないとは、10年後には全く時代遅れとなり、高齢化社会、国連SDGs的な施策からも遠いのではないのでしょうか？ かなり前から提案していますが、担当者には通じません。縁石とバスの間に板を渡す、とのことです。5つの「まちづくり」の理念から見て、いかがですか？</p>	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 バス乗車場・降車場については、バス会社との協議の中で、バスから車いすの方が降りる時などに利用するスロープが問題なくかけられることを確認していることから、市としては安全に乗り降りができると認識しております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
37	IV まちづくりの基本方針	<p>・東急前に駐輪可能とした市の姿勢には大いに感謝・賞賛します。しかし、なぜ、わざわざ固定の駐輪装置を取り付けたのか。駐輪目安の白線を引くだけではいけなかったのか。急な角度の駐輪は、逆方向から来た場合大変駐輪しにくく、自転車を180度回転しなければならないので、歩行者にぶつかる危険が生まれる。以前の装置なしの時、みなさんの駐輪を見ていて、白線がなくても節度を持って駐輪されていました。規律を守らせるという目線ではなく、どうすれば市民がより使いやすく安全に利用できるかという目線で考えていただけませんか。</p>	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 御意見の駐車場は歩行者の安全性と利用者の利便性を考慮したのですが、いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
38	IV まちづくりの基本方針	<p>基本方針では、計画検討路線として布田駅から品川通りを横断し南下する道路が示されている。これが実現されると、国指定史跡である下布田遺跡や整備される予定の下布田遺跡公園を分断することになり、貴重な遺跡、公園の緑、そして「はけ」の面影が残された歴史的な景観を破壊するものとなる。 人口減などの今後の環境変化や本マスタープランの目標にかかげられている「ゆとり、豊かな自然環境と調和したうるおいのあるまち」の理念と合わせて考えれば、この道路を品川通り以南の多摩川河畔まで延長する必要性は無いと思われる。品川通りまで整備を止めても、品川通りを經由すれば他の南下道路に接続する代替路がある。道路の整備より遺跡保存・緑の公園の充実・歴史的景観の保全などによる住環境を優先すべきであり品川通り以南の建設計画は廃棄すべきである。</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個別具体の事業計画を定めるものではありません。 調布都市計画道路3・4・26号多摩川三鷹線については、計画線上にある国指定史跡の保存活用の動向に配慮するとともに、東京都の多摩川中流部架橋計画を踏まえ、構想橋りょうである（仮称）第二多摩水道橋も視野に入れた検討が必要な路線であるため、調布市道路網計画において、計画検討路線に位置付けております。本路線は、道路網計画の目標を踏まえ、救急搬送を支える道路網の構築や火災時の延焼を防ぐ道路網の構築などの視点から、必要性を確認しております。引き続き、市民参加の場で把握した地域の意見を踏まえながら、検討を進めて参ります。</p>

39	Ⅳ まちづくりの基本方針	地域にふさわしい道路環境づくり（P89）	地域にふさわしい道路環境づくりに努めます。
40	Ⅳ まちづくりの基本方針	コミュニティバスを利用しやすくしてほしい。 西路線の本数ふやして ルートの拡充 調布駅から品川街道を運行して飛田給まで、あるいは旧甲州街動を通過して調布駅へ巡回する 他市のように、市の予算を大幅に入れてください。	第1編都市計画マスタープラン「Ⅳ まちづくりの基本方針」の交通分野において、「方針④ 交通利便性向上のため、公共交通体系の充実を図ります。」や「施策③：公共交通等の充実」を掲げております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。
41	Ⅳ まちづくりの基本方針	○交通分野について ・調布駅前広場では、歩行者、自転車、交通弱者など、様々な状況の移動者が行き交う。現在、自転車利用者への呼びかけが実施されているが、自転車利用はゼロカーボンの考え方からすれば、有効利用が期待される乗り物です。やっかいものと対応するのではなく、広場を通らずとも東西・南北に移動しやすい経路、駐輪所への誘導・案内など、自転車がより安全に利用しやすくなるための工夫が考えられないでしょうか。利用者の目線に立った見方が必要だと思います。	第1編都市計画マスタープラン「Ⅳ まちづくりの基本方針」の交通分野において、「施策⑤：自転車の利用環境の充実」を掲げております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。
42	Ⅳ まちづくりの基本方針	<p><意見1> 『本計画【素案】』『新しい日常にも対応した目指すべき集約型の地域構造の在り方』（P10）には、「②エネルギー負荷の少ないまちづくりの誘導」についての記述があり、このような「CO₂排出量の削減を促進する考え方」に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P91 Ⅳ まちづくりの基本方針 2. 環境分野 方針④ ゼロカーボンシティに向けた取組を進めます。 ●持続可能な脱炭素・循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政（市）それぞれの立場での役割を再認識し、協働して、再生可能エネルギーの活用をはじめ、<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換など</u>ゼロカーボンシティに向けた取組を進めます。</p> <p><意見1>への追記理由 再生可能エネルギーの活用は環境にやさしい自然エネルギーであり、環境負荷低減の取組みとしては有効な手段です。しかし、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。 『調布市総合計画』（令和5年3月）によると、「市は、行政の率先取組みとして、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換</u>に向け取り組んでいます。」（P243）との記述があり、本計画【素案】においてもこのような追記をご提案します。 また、第6次エネルギー基本計画には、「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。<u>燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。</u>」（P36）「電化による対応が難しい高温域も（中略）<u>ガスの脱炭素化が大きな役割を果たす。</u>」（P91）と示されている通り、省エネルギーの他に<u>環境負荷の低いエネルギーの活用も同時並行で推進していくことが目標達成に必須であると考えます。</u> さらに、地球温暖化防止対策の観点からも、CCUSやCNL等の天然ガス高度利用やメタネーション（e-メタン）などにより脱炭素化を図ることで、地球温暖化防止対策推進の取り組みに貢献します。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があり、「調布市総合計画」（令和5年3月策定）においても、その施策の考え方を示しております。 第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「Ⅱ まちづくりの動向と策定の視点」では、都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点に記載するとともに、「Ⅳ まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。 いただいた御意見を踏まえ、該当箇所について、加筆・修正しました。</p>

43	IV まちづくりの基本方針	<p><意見1> 『本計画【素案】』「新しい日常にも対応した目指すべき集約型の地域構造の在り方」(P10)には、「②エネルギー負荷の少ないまちづくりの誘導」についての記述があり、このような「CO₂排出量の削減を促進する考え方」に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P94 IV まちづくりの基本方針 2. 環境分野 施策⑦：脱炭素・循環型都市の実現 施策⑦-4 脱炭素社会の実現に向け、市民・事業者・行政(市)が連携・協働して省エネルギー、建築物の断熱性能の向上、再生可能エネルギーの導入、<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換</u>、緑の保全・創出、街区・地区単位での環境負荷の低減等を推進します。</p> <p><意見1>への追記理由 再生可能エネルギーの利活用は環境にやさしい自然エネルギーであり、環境負荷低減の取組みとしては有効な手段です。しかし、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。 『調布市総合計画』(令和5年3月)によると、「市は、行政の率先取組みとして、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換</u>に向け取り組んでいます。」(P243)との記述があり、本計画【素案】においてもこのような追記をご提案します。 また、第6次エネルギー基本計画には、「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。<u>燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。</u>」(P36)「<u>電化による対応が難しい高温域も(中略)ガスの脱炭素化が大きな役割を果たす。</u>」(P91)と示されている通り、省エネルギーの他に<u>環境負荷の低いエネルギーの利活用も同時並行で推進していくことが目標達成に必須であると考えます。</u> さらに、地球温暖化防止対策の観点からも、CCUSやCNL等の天然ガス高度利用やメタネーション(e-メタン)などにより脱炭素化を図ることで、地球温暖化防止対策推進の取り組みに貢献します。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があります。「調布市総合計画」(令和5年3月策定)においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「II まちづくりの動向と策定の視点」では、都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点に記載するとともに、「IV まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。</p> <p>なお、御意見をいただいた、第1編都市計画マスタープラン「IV まちづくりの基本方針」の環境分野施策⑦-4においては、脱炭素社会の実現に向けた取組を例示しており、環境負荷の低いエネルギーの利用促進も含まれると考えております。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
44	IV まちづくりの基本方針	<p>○農地を守る ・東京の近郊でありながら、田んぼがあり、樹木がおいしげり、虫も見られるというこの環境は、今に始まったのではなく、この調布のまちに住んでこられた人々が育ててきた豊かな環境であり、歴史でもある。そして、この環境を求めて調布に住居を構えた人も少なくない。この今まではぐくんできた歴史とともに、調布の農を、そしていま求められている都市農業を維持し育てていくことはとても意味のあることです。調布市は積極的に取り組んでほしい。特に、子ども達にとって身近に自然を感じ触れ合って育つ体験の場として。それが、これからの自然に対する姿勢を育てることになり、ゼロカーボンの精神につながると思います。</p>	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。</p> <p>第1編都市計画マスタープラン「IV まちづくりの基本方針」の環境分野において、「方針③ 農地を守り活かし、やすらぎのあるまちづくりを進めます。」や「施策②：都市農地の保全、活用」を掲げております。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
45	IV まちづくりの基本方針	<p>○湧き水・地下水の安全 ・先ごろPFOS・PFASの問題で、調布市でも汚染された井戸水が発見されました。たかが水ではありません。おいしい水は、市民の生活にとって宝でした。私も上石原の給水所から水を受けていたため、ある日水に異様な味を感じ、その日からおいしい水は飲めなくなりました。地下水が利用できなくなったのです。豊かな暮らしのひとつをもぎ取られたように感じました。私たちが昭和時代に豊かに暮らした恩恵の下で、豊かな自然が破壊されていたのでしょうか。行政は、責任をもって、原因を追求し、これからの人々に安全な水が提供できるようにすべきです。また、市民の健康への影響も調査してください。</p>	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

46	Ⅳ まちづくりの基本方針	<p>○福祉について</p> <p>・まちをバリアフリー化して、誰でも、どんな条件の人でも、そのまちを自由に移動できるようにすることはとても重要です。調布市の中で、誰にとっても、様々な機能・施設がそろっていて、特に暮らしや生活の中で利用することのある駅が調布駅でしょう。当然そこは、子どもから高齢者そして、障がい者の方など、様々な条件を抱えた人も利用する機会があります。その調布駅前周辺に福祉のまちの条件を整えることは当然のことと思います。移動しやすいことはもちろん、そこで休み、憩い、各種施設や機能が使いやすいこと。町全体が、誰にとっても利用しやすい行きやすい環境を整えることです。高齢者がつかれたときに、ちょっと休める場所、涼める場所、障がい者が人と気軽に触れ合える場所、子どもたちが声を上げて安全に遊べる場所など。そうしたことをひっくるめて福祉のまちであってほしい。そして、ふれあいの最も生まれる環境にある調布駅前にも、福祉の拠点をおくべきです。それが、調布市に共生社会を広げる拠点になると思います。</p>	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。</p> <p>京王多摩川駅周辺地区の地区計画では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進に向けて、「地域共生社会に向けた多世代が共に生き、多様な主体が交流するコンパクトなまちづくり」を推進することを目指しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
47	Ⅳ まちづくりの基本方針	<p>まちづくりについてです。</p> <p>1. 住居環境のカテゴリーになるかと思いますが、市内事業従事者で、1級建築士の方は多く在住なさっているにもかかわらず、2級建築が多く新築されているようですが、1級建築士のかかわる割合を増やして、景観と共にユニバーサルデザインが好ましいと思うことが時々あります。</p>	<p>第1編都市計画マスタープランでは、「Ⅳ まちづくりの基本方針」において、住環境分野と景観分野を設け、それぞれの方針と施策を示しております。いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
48	Ⅳ まちづくりの基本方針	<p>福祉分野 方針③</p> <p>単に参加や体験の機会の充実を図るだけでなく、 →恒常的な話し合いの場の設置を位置づけ、メンバーはすべて公募で。</p>	<p>いただいた御意見の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
49	Ⅳ まちづくりの基本方針	<p>○バリアフリー、施設のバリアフリーを進めるとあるが、今ある道路の段差もなくすこともお願いしたい。それも都市計画の一部である。開発する施設、開発する計画でなく、だれでも安心して暮らせる街にするため、今ある道路の整備をまず始めてほしい。</p>	<p>第1編都市計画マスタープラン「Ⅳ まちづくりの基本方針」において、福祉分野の施策①-1「安全な歩行空間を形成するために、歩車道の段差解消（バリアフリー化）による、人と環境に優しい道路整備を推進します。」を掲げております。今後整備する施設・地区だけでなく、既存の道路については、引き続き、適切な管理を実施して参ります。</p>
50	Ⅳ まちづくりの基本方針	<p><意見1></p> <p>『本計画【素案】』「新しい日常にも対応した目指すべき集約型の地域構造の在り方」（P10）には、「②エネルギー負荷の少ないまちづくりの誘導」についての記述があり、このような「CO₂排出量の削減を促進する考え方」に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P101 Ⅳ まちづくりの基本方針 4. 防災分野 方針① 地震による被害を最小限にとどめ、復旧を迅速に行うための防災に資する都市基盤整備を進めます。 （2つ目）●新たな土地利用と併せた公共施設等の整備については、再生可能エネルギーの活用やグリーンインフラの考え方、<u>環境負荷の低いエネルギー</u>を取り入れつつ、防災機能の向上を高める（後略）</p> <p><意見1>への追記理由 再生可能エネルギーの活用は環境にやさしい自然エネルギーであり、環境負荷低減の取組みとしては有効な手段です。しかし、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。 『調布市総合計画』（令和5年3月）によると、「市は、行政の率先取組みとして、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換</u>に向け取り組んでいます。」（P243）との記述があり、本計画【素案】においてもこのような追記をご提案します。 また、第6次エネルギー基本計画には、「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。<u>燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。</u>」（P36）「<u>電化による対応が難しい高温域も</u>（中略）<u>ガスの脱炭素化が大きな役割を果たす。</u>」（P91）と示されている通り、省エネルギーの他に<u>環境負荷の低いエネルギーの利活用も同時並行で推進していくことが目標達成に必須であると考えます。</u> さらに、地球温暖化防止対策の観点からも、CCUSやCNL等の天然ガス高度利用やメタネーション（e-メタン）などにより脱炭素化を図ることで、地球温暖化防止対策推進の取り組みに貢献します。</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市基盤や土地利用などの都市計画に関する基本的な方針を示すものであることから、第1編都市計画マスタープラン「Ⅳ まちづくりの基本方針」における、防災分野のまちづくりの基本方針では、地震災害や風水害に対する防災基盤の整備や地域との連携について記載しております。</p> <p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があり、「調布市総合計画」（令和5年3月策定）においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>都市計画マスタープランにおいては、第1編都市計画マスタープラン「Ⅳ まちづくりの基本方針」における、防災分野のまちづくりの基本方針には記載をしていないものの、再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考え、環境分野のまちづくりの基本方針に記載しました。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

51	IV まちづくりの基本方針	<p><意見3> 『本計画【素案】』には、「市では、防災マップの配布や市報による防災特集等の広報、出前講座や講演会による啓発活動を通じ、自助の必要性、自助の備えに関する意識啓発を行うとともに、（中略）関係機関と連携した総合防災訓練などを実施しています。」（P41）との記述があり、このような自助の必要性について賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P101 IVまちづくりの基本方針 4. 防災分野 方針①地震による被害を最小限にとどめ、復旧を迅速に行うための防災に資する都市基盤整備を進めます。 （2つ目）●新たな土地利用と併せた公共施設等の整備については、（中略）、防災施設等の整備に当たっては、平常時にも利活用できるエネルギーの自立化・多重化などフェーズフリーの考え方に基づいた整備を推進します。</p> <p>方針③市民との協働により、防災の意識づくり、地域の連携の充実を図ります。 （2つ目）●災害時の迅速な情報提供や、停電時に備えたエネルギーの自立化・多重化による電源確保、公衆無線LANの整備など、AIやIoT等のデジタル技術を活用したハード・ソフト両面の備えの充実を図ります。</p> <p>P103 IVまちづくりの基本方針 4. 防災分野 【防災】 施策①：地震に強い防災に資する都市基盤整備 ①-3 防災広場や防災施設等を整備する際には、再生可能エネルギーの活用やグリーンインフラの考え方を取り入れつつ、エネルギーの自立化・多重化など平常時と非常時のどちらにも対応することが可能な「フェーズフリー」の概念を取り入れた整備を促進します。</p> <p>施策④：避難・救援施設等の確保 ④-2 避難施設においては、だれもが安心して過ごせる避難所とするために、エネルギーの自立化・多重化やバリアフリー化を促進するとともに、多様な主体の視点に立った施設改善を進めます。</p> <p><意見3>への追記理由 近年、記録的な猛暑や集中豪雨などが頻発しており、地球温暖化の影響が要因とされる気象災害等の被害は深刻さを増しています。令和元年10月に発生した東日本台風（台風19号）は、国内各地に甚大な被害をもたらし、調布市内でも多摩川沿いでは大規模な浸水被害に見舞われました。 こうした災害時においても一定程度の生活が継続できるよう自宅で生活を継続できる環境を整えることで、必要なエネルギーを自立的に確保し最低限の市民生活や事業活動を継続できる自立発電機能付家庭用燃料電池などの普及は、災害時の混乱防止にもつながり、在宅避難をすることが可能になると考えます。 『調布市地域防災計画』（令和3年修正）では、「市は、東京都地域防災計画に基づき、（中略）市内の医療機関と連携し、役割分担等を検討していく。また、各医療機関は、施設の耐震化や水、食料の備蓄、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能の強化に努める。」（P220）、「避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源等の通信機器等のほか、（中略）避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。」（P291）など、エネルギーの確保に向けた対策等に関する記述があります。 例えば、平成30年9月に日本を縦断した台風21号によって、関西地域では大規模な停電が発生し、多くの人が影響を受けました。停電発生の際、関西地域では停電時発電継続機能付きエネファームが自立発電し、少なくとも853世帯で稼働し、電気と熱を供給しました。同年、北海道胆振東部地震では北海道全域が停電するブラックアウトが発生した際も自宅で停電時発電継続機能付きエネファームが稼働し、給湯や携帯電話の充電、冷蔵庫の使用が可能となりました。令和元年9月に発生した台風15号では、関東地方に上陸したのものとしては観測史上最強クラスの勢力で、千葉県を中心に多くの人が甚大な被害を受けました。千葉県内の停電エリアに設置されていた停電時発電継続機能付きエネファームが自立発電し、給湯として利用されただけではなく、洗濯機・冷蔵庫・扇風機などにも活用され、気温が高い日が続いた中で生活環境の維持に大きく貢献しました。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があります。「調布市総合計画」（令和5年3月策定）においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「II まちづくりの動向と策定の視点」では、都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点に記載するとともに、「IV まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
----	---------------	---	---

		<p>また、平成23年の東日本大震災では、計画停電対象地区となった災害拠点病院において、中圧ガス導管供給による高効率自立分散型電源をフル稼働させることで10日間にわたり全館の電力供給を維持し、平常診療が可能となりました。このように当社の中圧ガス導管は、耐震性に優れた溶接接合鋼管を採用しており、過去の地震等災害発生時においても供給を継続した実績があります。通常時だけでなく、災害時においても活用できる高効率なコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギー利用拡大によるエネルギー供給の多様化は、安定したエネルギーを確保します。</p> <p>さらに、災害による大規模停電発生時の災害対策本部、災害対応拠点等の機能確保と72時間を超える長期の停電に対する備えとして、通常時のみではなく災害時においても活用可能な高効率で環境にも優しいコージェネレーションシステムなどの自立分散型エネルギーシステム導入による電源の自立化・多重化によるエネルギーの確保を図ることが重要と考えます。</p>	
52	IV まちづくりの基本方針	<p>まちづくりの基本方針 防災分野 P101 方針② 激甚化・頻発化する風水害の対策を図ります。 ●気候変動による影響を踏まえ、国、都、近隣自治体をはじめとしたあらゆる関係者との協働による、流域全体で水害を軽減させる流域治水の考え方にに基づき、ハード・ソフトの両面からの総合的な浸水対策を推進します。</p> <p>→ 令和3年の特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律で浸水被害リスクのある地域の開発は抑制される方針が出ている。 国は令和元年台風被害後の国土強靱化基本法に基づく国土強靱化年次計画2020（令和2年6月18日国土強靱化推進本部決定）で「流域治水」への転換を図るとしている。 気候変動による水災害リスクの増大に備えるため、これまでの河川、下水道などの管理者が主体になって行う治水対策に加えて、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その流域のあらゆる関係者により流域全体で行う治水、「流域治水」へ転換し、 以下①～③の対策が盛り込まれている。 ①氾濫を防ぐための対策 ②被害対象を減少させるための対策 ③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策 を多層的に進める。あわせて、自然環境が有する多様な機能を活用したグリーンインフラを、官民連携・分野横断により推進し、雨水の貯留・浸透を図る。 また、国土交通省社会資本整備審議会が令和2年6月水災害リスクが高い区域における開発抑制の強化、よりリスクの低い地域への誘導策の推進の答申を行った。</p> <p>その後、令和3年2月2日閣議決定された特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律案では 近年、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨等、全国各地で水災害が激甚化・頻発化する気候変動の影響により、21世紀末には、全国平均で降雨量1.1倍、洪水発生頻度2倍になるとの試算（20世紀末比）、降雨量の増大等に対応し、ハード整備の加速化・充実や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国、流域自治体、企業・住民等、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組み「流域治水関連法案」を整備する必要があるとされ、 以下ア～ウの水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫を行うものとされている。 ア．浸水被害防止区域を創設し、住宅や要配慮者施設等の安全性を事前確認 イ．防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等により、危険エリアからの移転を促進 ウ．災害時の避難先となる拠点の整備や地区単位の浸水対策により、市街地の安全性を強化</p> <p>国の国土強靱化基本法・特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に対して完全に国と市の施策が矛盾し、不整合となる。 わざわざ浸水被害が予想される地域に市の重要施設を移転させることは論外である。 「調布市国土強靱化地域計画」と連携する観点においても、浸水リスクのある多摩川地区や染地地区では人口を増やすことにつながる開発行爲（多数の人の利用施設や団地の戸数増を伴う建替等）は制限させなければならない。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p>

53	IV まちづくりの基本方針	<p>○風水害における防災について</p> <p>・京王多摩川駅周辺は、浸水想定地区です。そこに、今、総合福祉センターという、調布市の福祉の拠点を移転しようとする市の姿勢に疑問を感じます。それも想定が5Mという、かなりの深さです。ごく最近2019年台風19号で、多摩川が氾濫するかと恐怖を味わったところなのに、なぜ、わざわざ福祉施設を持っていくのでしょうか。水害は事前にわかるから休館にするというが、これからどのくらいの頻度でそうしたことが起こるようになるのか、未知数です。また、一度氾濫すれば、しばらく施設は利用できない。さらに、水害危険時期は、利用者である高齢者や障がい者の方、子どもたちなど、センターに慣れ親しんでる人が、ここを避難所として使えないというのも痛手です。安全な避難という観点からも疑問です。再考を望む。</p>	<p>都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p> <p>また、第2編立地適正化計画「VI 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p>
54	IV まちづくりの基本方針 V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>●P. 86, 132など 東京外かく環状道路（「外環」）に関連する方針は、陥没事故以降の実態を踏まえて全面書き換えを求める。</p> <p>2020年10月に調布市東つつじヶ丘で、外環陥没事故が発生し、その後、巨大空洞もみつき、ずさんなトンネル工事が原因であることがわかった。東名JCTから大泉JCTまでのこの地域では、全長16.2Kmのトンネル工事のうち、南半分は、工事差止の仮処分決定が東京地裁により出されており、法的にもトンネル工事ができない。</p> <p>この地域では、半年前からの準備工事を経て、2023年7月から、地盤の緩みを直すために、約2年間を予定する地盤補修工事が始まるようとしているが、住宅30戸以上を解体し、約220m×16m巾の地域の地下約10mから46mまでをセメント系固化材で固めるもので、閑静な住宅街が巨大な工事現場に変わる。</p> <p>今後、陥没地域の傍を通るもう一本の（北行）トンネル工事や、緑ヶ丘地区からのランプトンネルや、本線トンネルとランプトンネルをつなぐ地中拡幅部の工事（「世界最大級の難工事」と事業者がいう）が控えていて、果たしていつ開通するかわからないものである。少なくともあと10年はかかるであろう。</p> <p>ところが、本計画は、このような現実や将来予測を無視したもので、異常である。</p> <p>P. 86には交通 施策①：道路の体系的な整備「①-2 東京外かく環状道路の整備により、大きな交通環境の変化が想定されることから、ジャンクション周辺の交通環境の整備を促進します。」と記述されているが、全く急ぐ必要がなく、的外れである。</p> <p>P. 132には「⑥-4 東京外かく環状道路に関して土地の利活用が見込まれる地区においては、周辺環境と調和が図られるよう検討します。」と記述され、その他にも類似の記述があるが、上記のような、東つつじヶ丘の悲惨な現実や事業全体の不確実な将来を考慮したものにするべきである。かつての生活再建制度で買い上げられたサッポロ跡地などや中央JCTの緑ヶ丘地区などを含めて、長期間、工事用地とは名ばかりで「遊休地」として存在し続けるのである。この20年間の都市マスタープランや立地適正化計画においては、この期間の「暫定的」な土地の有効利用や環境破壊の歯止めなどを記載すべきである。</p> <p>地盤補修工事後の東つつじヶ丘の住宅地の復興についても記載すべき重大事項である。</p>	<p>都市計画マスタープランは、まちづくりに関する基本的な方針を定めるものです。</p> <p>東京外かく環状道路について事業は継続中であることから、都市計画マスタープランにおいては、その整備を踏まえた市の施策について記載しております。また、事業者が所有する土地の利活用について、具体的な内容を市の都市計画マスタープランに示すのは適当ではないと考えております。</p>
55	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>●東京外環道陥没事故について</p> <p>陥没事故は、突然降ってわいたような事故のような外面を持ちながら、とんでもない人為事故以外の何物でもありません。また、街づくりの体系の中に地下を無視してはならないという教訓です。このプランに載っていないのはどうしてでしょうか？</p>	
56	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>東部地域の道路の示線において、事業化されていない検討路線は削除するか、少なくとも点線にして既存部分と区別すること。</p> <p>調3・4・10号の計画路線部分を削除すること。少なくとも点線にして既存部分と区別すること。</p> <p>調3・4・10号の松原通より西側の部分は第四次事業化計画において計画検討路線に位置付けられたが課題の多い路線であり、本来は計画をゼロベースで再検討すべきであるが、スペック等の検討についてさえいまだ明らかにされていない。</p> <p>調3・4・10号の松原通より西側の部分は、路線がすでに良好な住宅地と緑豊かできわめて貴重な公共緑地に占められている。かりにこのような環境と両立しようとして道路計画を進めるのなら、従来の道路とはまったく次元の異なる道路像を提示しなかなければならない。そのような提案が行われるなら、この路線をめぐって調布市と地域住民の間で10回あまり行われた協議にいささかの意味があったことになろう。</p>	<p>調布都市計画道路3・4・10号東京競馬場線については、計画線の一部が緑地保全地域と重複するなど、道路と緑の共存や国分寺崖線の保全に配慮した検討が必要なことから、調布市道路網計画において、計画検討路線に位置付けております。また、同計画において、同路線は、広域道路網として必要性が確認された路線として位置付けています。引き続き、地域の状況を踏まえつつ、道路構造や整備手法等について検討して参ります。</p> <p>なお、第1編都市計画マスタープラン「V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）」における、東部地域の都市施設等現況図などでは、計画検討路線であることが分かるように凡例を分けて表示しております。</p>

57	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>●P. 131 交通 方針① 道路ネットワークの整備を推進します ①-4 東京都の10年ごとの整備方針に従って見直すことを追加すること</p>	<p>まちの骨格となる都市計画道路と地区内交通を担う生活道路を一体的に計画し整備を進めるために策定した調布市道路網計画では、最新の社会経済状況や市を取り巻く状況等に対応した計画となるよう、必要に応じ定期的に更新し、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」の改訂時には、整合を図ることとしております。</p>
58	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>調布駅前広場の歩行者は、平日、休日、昼間、朝夕、夜間など、時間帯によっても様子が違います。調布市の中で、最もにぎわいがあり、いろいろな施設が充実しており、子どもから高齢者・障がい者など様々な方が利用している場でもあります。また、歩くだけの場所ではありません。交通弱者にとっては、休んだり、涼んだり、憩う場であったりします。季節に合わせて、天候に合わせて、周囲の環境にもそうしたことを考慮に入れた、ただの交通結節点ではない、誰もが足を運びやすい場としてほしい。</p>	<p>調布駅前広場については、交通結節点としての機能の充実を図るとともに、にぎわいや交流、うるおい、やすらぎを生み出す都市空間として、交流機能や景観形成機能を兼ね備えた駅前広場となるよう、市は長年にわたる市民参加を積み重ね、市民の意見を反映させながら調布駅前広場整備計画図を決定・公表しました。</p> <p>現在は、同整備計画図に基づき、本格的に工事を進めており、引き続き、交通結節機能はもとより、にぎわいや交流を育む都市空間となるよう整備を推進して参ります。</p> <p>第1編都市計画マスタープラン「IV まちづくりの基本方針」において、交通分野の施策⑥-2「駅前広場は、駅利用者の利便性とゆとりを兼ね備えた空間を整備し、回遊性・滞在性の向上を図ります。調布駅、布田駅及び国領駅は、にぎわいや交流の創出に向けた駅前空間の活用を推進します。」を掲げております。</p> <p>また、「V 地域別の整備方針」の南部地域において、調布駅を含む中心市街地のまちづくりについて記載しております。</p>
59	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>私は、本計画にある「調布3・4・26号線」について、計画地から程遠い場所に住むものとして、以下3点の意見を提出いたします。</p> <p>1. 調布3・4・26号線の必要性再検証 本計画の策定から数十年が経過した今、我が国は急激な少子高齢化と人口減少、そしてSDGs、脱炭素社会への転換を迫られるなど、極めて大きな転換点を迎えている。 このため、計画当初は調布市民及び東京都民等にとって必要性が高かったと思われる「調布3・4・26号線」（以下「本道路」という。）も、現在その必要性は大幅に低下している可能性がある。よって、それら時代背景の大幅な変化を踏まえ、本道路の必要性を再度ゼロベースで検証していただきたい。</p> <p>2. 下布田遺跡整備計画との整合性および同エリアにある雑木林の保全 本道路の計画線上には国指定史跡「下布田遺跡」があり、同遺跡は「下布田遺跡整備計画」に基づき史跡公園とすることを旨とした整備が進められている。（令和9年度開園予定） 従って、本道路を計画通りに整備した場合、完成したばかりの史跡公園の一部を取り壊すことになり、公園の整備に投じた費用が無駄になるのではないかと。加えて、下布田遺跡は現在雑木林のような状態になっており、多くのカブトムシやクワガタムシが生息する、極めて貴重な自然環境としての価値を有している。この雑木林は、本計画が掲げる「住み続けたい 緑につつまれるまち 調布」を実現する上で、是非とも次世代に残すべきものであると考える。 近年、世界的にも自然保護活動の重要性が強く叫ばれているが、市街地に済む我々にとって最も身近な自然は昆虫である。中でもカブトムシとクワガタムシは、子供たちの心をとらえ離さない「自然の宝」であり、自然を大切に思う大人に育つための原体験として、近所でのカブト・クワガタ捕りほど適したものはない。調布市を、歴史や映画だけでなく身近な自然という点においても「誇れる街」として次世代に受け継ぐべく、何卒ご検討いただきたい。</p> <p>3. 布田南通りの活用（拡幅） 仮に、本道路の必要性が今なお極めて高いのであれば、下布田遺跡の保護および同エリア雑木林の保全と両立できるよう、本道路のルートの一部変更していただきたい。 具体的には、「布田南通り」を拡幅することによって、本道路計画の代替としていただきたい。周辺住民および自然環境への影響を低減しつつ計画の目的を達成できる案として、是非ご検討いただきたい。</p> <p>以上</p>	<p>都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すものであり、個別具体の事業計画を定めるものではありません。</p> <p>調布市都市計画道路3・4・26号多摩川三鷹線については、計画線上にある国指定史跡の保存活用の動向に配慮するとともに、東京都の多摩川中流部架橋計画を踏まえ、構想橋りょうである（仮称）第二多摩水道橋も視野に入れた検討が必要となるため、調布市道路網計画において、計画検討路線に位置付けております。本路線は、道路網計画の目標を踏まえ、救急搬送を支える道路網の構築や火災時の延焼を防ぐ道路網の構築などの視点から、必要性を確認しております。引き続き、市民参加の場を把握した地域の意見を踏まえながら、検討を進めて参ります。</p> <p>調布市教育委員会では、令和3年3月に史跡下布田遺跡整備基本計画を策定し、史跡下布田遺跡の整備テーマの設定に当たり、「史跡下布田遺跡の保存と活用は、布田崖線縁辺に残された自然環境の保全と切り離すことができず、一体的な取組が不可欠である」とし、史跡の確実な保存とともに、縄文時代晩期の植生と整合する既存樹木を活かしつつ、当時の樹種や草花の生育環境に近づけていくことや、布田崖線の地形や自然環境を活かした憩いの空間をつくることなどを示しております。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>

60	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>調布市道路網計画における『3・4・26号橋地蔵一桜堤通』の計画案に反対します。下布田遺跡を横断する案があるためです。</p> <p>下布田遺跡から発掘された遺構・遺物はいずれも希少性の際立つものばかり。1968年に出土した『滑車型土製耳飾り』は過去最大級の大きさで、直径9cmを超えるものはこれまでに3遺跡からしか発見されていません。また『方形配石遺構』は東日本に多く見られる遺構ですが、石棒・石刀を伴うものは極めて稀。2020年11月、遺跡低地部で発見された『藍胎（らんたい）漆器』は、都内二例目、全国でも二十数例目という貴重なものです。さらにその後の調査で、低地部の土壌から検出された大粒のヒエは「国際的な発見にもなりうる」と語る専門家もいるほどです。</p> <p>こうした希少性の高い遺構・遺物から当時の調布を推測する仮説はいくつも存在します。まず、縄文晩期は狩猟採取から農耕の弥生時代へと時代が移行する時期、ヒエの栽培は勿論、農耕栽培の一部がすでに始まっていたのかもしれませんが。そして、この作物の貯蔵や栽培技術の蓄積が地域の有力者を産み、血縁を拡大すると同時に、階級を形成していったとしても不思議ではありません。豊作を祈る儀式や婚姻・出産の祭礼、埋葬の祈り…、耳飾り・石棒・石剣・土版・土器など多くの遺物がそれを物語っています。まさに、個人の所属関係と集団のアイデンティティが生まれた瞬間なのかもしれません。</p> <p>ところで調布市の緑地率は2016年33.2%が、18年31.0%、19年30.3%と減少が続いています。市域南部だけ見ると、1987年27%、1993年28.6%、2019年22.3%。さらに市全体の平均公園緑地率が9.8%のところ南部地域では2.0%で市内最低。南部の公園緑地率は布田崖線に拠るところが大きく、下布田遺跡は南部に残された希少な自然林です。さらに言えば、縄文時代から続く『アズマネザサ』や『カラムシ』が生息するこの崖線地形は、遺跡の形成理由そのものであり、地形の記憶といってもいいでしょう。調布の未来を担う子供たちにとって、水場があった低地部や谷地、台地、崖線、富士山や丹沢山系の遠望、多摩川との位置関係…遺跡全体を鳥瞰できる現在の指定区域は、縄文の風景・風俗に思いを馳せるためには欠かすことのできない最低限の広がりだといえることができます。</p> <p>調布市都市計画マスタープラン 第4章 南部地域の整備方針において、下布田遺跡周辺が『農の里』と位置付けられたのにはこうした歴史もあつてのことなのでしょう。遺跡は現在でも、近隣住民や市民にとって重要な憩いの場であると同時に、災害時避難場所としても貴重な場と認識され、市民参加のもと2027年の開園に向けて整備計画が進行中です。3・4・26号道路の計画から、下布田遺跡通過案を削除していただきたい。同時にオーバーパス案は景観保存上あり得ず、またアンダーパス案も、遺跡保存の原則から検討に値しない代替案だと考えます。</p>	
61	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>P174</p> <p>②-1 下布田遺跡などでは、地域の特性に応じて市民の憩いの場となる公園・緑地の整備を進めるとともに持続可能な維持管理やにぎわい空間の創出等の使い方等を検討します。</p> <p>P188</p> <p>「【環境施策②-1】下布田遺跡などでは、地域の特性に応じて市民の憩いの場となる公園・緑地の整備を進めるとともに、持続可能な維持管理やにぎわい空間の創出等の使い方等を検討します。【景観施策①-1】豊かな自然と武蔵野の面影が残る良好な景観を計画的に保全していきます。」</p> <p>→下布田遺跡は遺跡公園として開発・整備を行うのではなく、樹木伐採を行わず、現状の里山のような環境を保全することを方針とすべきである。下布田遺跡に都市計画道路を通す計画は即中止すべきである。</p>	
62	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>マスタープラン（素案）P174の方針③-2に野川沿いの桜並木保全について言及していますが、染地小学校近くの羽毛下通りの桜について、4年ほど前にばっさいされたきり、コンクリートで固められて放置されています。</p> <p>こちらの桜並木について、復活のための予算を計上していただきたいです。R5年度に植樹すると以前市に回答いただきましたがいまだ変化がありません。</p> <p>また、方針④についてですが、農地の税金の軽減対策が終了し、近所でも続々と宅地化し調布らしさが失われています。ぜひ、市独自で農地を保全するよう検討いただきたいです。一個人ではどうしようもなく、農地を手放さざるをえない方々もいると思います。</p> <p>染地地区は畑あつての染地と感ずります。ぜひご対応おねがいいたします。</p>	<p>羽毛下通りの桜については、調布市街路樹管理計画（令和4年6月策定）の「IV. 街路樹の桜に関する管理方針 5. 地域別管理方針 5 羽毛下通りの管理方針」において、沿道の多摩川住宅地区地区計画や隣接する公園緑地の緑との調和に配慮しながら、適切な配置と樹種へと植え替え、健全な桜並木として継承していくこととしております。</p> <p>また、農地の保全・活用については、第1編都市計画マスタープラン「Ⅲ まちづくりの構想」において、住宅に囲まれながらも農地が集まり都市と調和した農景観を形成するとして、染地・布田地域を「農の里（特色ある地域資源を有する地域）」として位置付けております。</p> <p>いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

63	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	●総合福祉センターの移転について 総合福祉センターは、駅前であってこそ、調布市が福祉の町、共生社会を目指す街としてもシンボルでした。たくさんの障がいをお持ちの方や高齢者にとって、ひと駅ははるか向こうの危険な駅です。そのような重大な課題について、この都市マスでは全く扱わないのですか？	都市計画マスタープランは、調布市の都市計画の基本的な考え方を示した都市計画分野の最上位計画です。個別の街づくりを進める上での基本的な方針を示す役割を担います。 京王多摩川駅周辺地区の地区計画では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいと共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進に向けて、「地域共生社会に向けた多世代が共に生き、多様な主体が交流するコンパクトなまちづくり」を推進することを目指しております。 なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。
64	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	○調布駅周辺 調布市の中で、誰にとっても、様々な機能・施設がそろっていて、暮らしや生活の中で利用することのある駅が調布駅でしょう。当然、子どもから高齢者そして、障がい者の方など、様々な条件を抱えた人も利用する機会があります。その調布駅前周辺にとって福祉のまちの条件を整えることは必要なことだと思います。移動しやすいことはもちろん、そこで休み、憩い、各種施設や機能が使いやすいこと。町全体が、誰もが利用しやすい行きやすい環境を整えることです。高齢者がつかれたときに、ちょっと休める場所、涼める場所、障がい者が人と気軽に触れ合える場所、子どもたちが声を上げて安全に遊べる場所など。そうしたことをひっくるめて誰にもやさしいのまちであってほしい。そして、ふれあいの最も生まれる環境にある調布駅前に、福祉に関わる施設をおくことで、調布市に共生社会が広がる拠点になると思います。	
65	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	P175 ①-7 京王多摩川駅周辺では、地域共生社会の充実に向けて、総合的な福祉の拠点整備を進めます。また、地域特性を活かした市街地の形成と併せて、商業・医療・福祉機能の立地誘導を図るなど、すべての人が身近な場所で安心して生活できるまちづくりを進めます。 →総合福祉センターの移転は撤回すべきである。浸水リスクがあり、すべての人が身近な場所で安心して生活できる地域ではない。	総合福祉センターの移転については、令和4年2月に公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。 本計画では、市の考え方などを踏まえて、「V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）」において、実現に向けた施策を示しております。 また、第2編立地適正化計画「VI 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。
66	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	P178 ③-5 多摩川沿いの開発や建築計画を適切に誘導し、河川の自然景観と周辺の住宅地との調和を図ります。 →調布市は流域治水の考え方で浸水被害想定地域の開発行為をあらゆる方法で抑制させなければならず、「適切に誘導」などを行ってはならない。令和元年台風で実際に浸水被害が発生した歴史から学ぶべきである。	市では、平成26年2月に調布市景観計画を策定し、多摩川の沿川地区は、多摩川の空が大きく広がる開放感のある景観の魅力高め、調布らしさを感じさせる水辺空間の魅力高める「水」の景観形成推進地区として位置付けております。 御指摘の箇所は、景観計画に基づく届出等を通じた誘導について記載しております。 また、第2編立地適正化計画「III 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。
67	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	P179 ①-4 市民の文化芸術活動を育むグリーンホールについては、機能の維持・向上を図るため、機能の在り方や規模の検討を踏まえた再整備を推進します。 →グリーンホールの再整備手法は建替では改修工事とするよう、市は方針を転換すること、特に清瀬けやきホールが採用した改築工法である。「リファイニング建築」を採用するのが最良である。	市では、平成29年3月に調布市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適切な維持管理・運営の推進に向けて、旧耐震基準の建物における耐震診断の結果や、劣化度診断の結果等を踏まえ、長寿命化により供用期間の延長が見込める建物については、必要に応じて長寿命化を行うことや、長寿命化を図る建物については、機能向上に資する大規模改修（スケルトン改修）を選択肢として検討のうえ、必要に応じて取り組むことを示しております。 また、市では、令和5年2月に調布市公共施設マネジメント計画を策定し、グリーンホールに関する見直しの方向として、「ホール機能の在り方や規模等の検討を踏まえ、行革プランに位置付けたうえで、総合福祉センター敷地も含めた現敷地全体を最大限活用可能な施設の整備手法や、その実施時期等について多角的に検討する。検討においては、民間活力の活用による財政負担の抑制を基本として、整備に関する考え方を整理したうえで取組を推進する。」と示しております。
68	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	P183 【環境負荷の低減】 市は、市議会と共同で、2050年までに二酸化炭素の排出を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言し、温室効果ガスの抑制に向けた取組を進めています。その実現に向けて、環境負荷の低減に資する地球温暖化対策に配慮した都市づくりが必要です。 →この「ゼロカーボンシティ」施策は、市の施策の最上位にあってよいものである、この方針に照らせば、公共建築において既存建築物を更地にして瓦礫の山を築いてから新たに建物を作ることはCO2抑制の観点では許されない。	市では、平成29年3月に調布市公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設等の適切な維持管理・運営の推進に向けて、旧耐震基準の建物における耐震診断の結果や、劣化度診断の結果等を踏まえ、長寿命化により供用期間の延長が見込める建物については、必要に応じて長寿命化を行うことや、長寿命化を図る建物については、機能向上に資する大規模改修（スケルトン改修）を選択肢として検討のうえ、必要に応じて取り組むことを示しております。

69	V 地域別の整備方針（地域別街づくり方針）	<p>P186 「・南北ロータリーに上屋を設置し、通行やバス待ちの際に雨に濡れずに利用できるようにします。」 →令和7年までの工事では、南ロータリーバス停上屋と駅は屋根でつながらない。交通結節点強化の機能要件が既に失われている。大きすぎるロータリーの設計を見直し、児童遊具のあるタコ公園を再度復活させて、公園樹木と老若男女市民の憩いの場・イベント広場、噴水、交通結節点のバランスがとれる設計となるよう、第一小学校のレガシーを遺した南口駅前広場の再々整備が必要である。</p>	<p>調布駅前広場については、長年にわたる市民参加の実践を重ねながら、令和3年3月に調布駅前広場整備計画図を決定・公表しました。同整備計画図では、バス乗降場等の機能の確保や円滑な運行のための車両の軌跡を踏まえたロータリー形状とするとともに、障害者乗降場の設置、歩行者動線やイベント空間に配慮した樹木配置とするなど、歩行空間や環境空間をより広く確保した整備計画としています。現在は、同整備計画図に基づき、令和7年度の完成に向けて、工事を進めており、交通結節機能はもとより、にぎわいや交流を育む都市空間となるよう整備を推進して参ります。</p>
70	VI 実現に向けて	<p>●P. 209～ VI実現に向けて 「1. 共創によるまちづくりの推進」と「2実現手法」については、実体が伴っていない。住民や関係者の合意形成を怠り、結果として、理想からほど遠い計画が作られ、強行されていく現実がある。駅前広場整備や総合福祉センター移転計画、グリーンホール建替計画などの調布駅前再開発計画がその「悪例」である。 住民の合意形成によるまちづくりを推進するために、職員の資質の向上が必要であるが、市民・住民と交流することが職員の資質の向上にもっとも必要であることを強調しておく。職員の意識や働きぶりを見ていると、住民福祉の増進という本来の目的を忘れ、目先の法令等の順守と組織の中での責任回避が第一になっていて、出来の悪い計画でも何も考えずに決められたことをやるだけという感じがする。</p>	<p>第1編都市計画マスタープラン VI 実現に向けて「1. 共創によるまちづくりの推進」において、これまでの幅広い市民参加と協働によるまちづくりを更に発展させ、多様な主体と共に考え、ともに行動することで、地域課題の解決や市街地の魅力を育てていく、「共創によるまちづくり」を推進していくことを記載しております。 また、「2. 実現手法」において、多様な主体と連携したまちづくりの事例や、調布市公共施設等総合管理計画に基づく公共施設マネジメントの推進、これまでも実施してきた地区計画による規制・誘導、用途地域等の適時適切な見直し、面的整備手法の活用などについて記載しております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
71	VI 実現に向けて	<p>●公共施設事業には、最初から市民参加を。他に学び、市民参加プログラムの実践を。調布市での公共施設事業の進め方については、先に市が作った計画があり、市民にはそれを説明しながら意見を聞く、という進捗が主流かと思えます。検討委員会なるものがつくられたとしても、市民はあらかじめ決まっている、公募ではないような印象です。調布駅前広場の「駅前ひろば検討会」は、行政はオブザーバーというところで異色で、よくやって下さいましたが、その後の「ロータリーの形状は市が決める（異論を聞かない）」。しつらえには市民参加と言いながら、決め方の仕組みがなかったのでオープンハウスなどでの市民意見が行政に届かずとても残念でした。 また、初期には鉄道敷地利用検討会がつくられ、2007年には「提言書」まで出されながら、それを活用できなかったこともありました。 最初の構想段階から公募市民参加のワークショップを重ね、専門家がそれをいくつかの案のカタチにして市民が選び、設計図につくりあげてゆく、というのが近年の世田谷区線路跡地での「デザイン会議」方式だと思います。そういう仕組みを作っていきませんか？ この経済的に不確定な社会で、10年前の計画をそのまま実行することは難しいこともあります。施工段階までその検討委員会を機能させ、時代や将来を見据えた「変更」ができる柔軟性を持たせたら、行政職員も助かる、のではないのでしょうか。明石市では、子育て支援など必要ところに予算を回すため、公共事業の優先順位を見直す積極財政など学べるところは学んでください。</p>	
72	VI 実現に向けて	<p>●調布スマートシティ協議会の設立とあるが、その協議会にはいない団体、商店、企業、住民の意見も取り入れて進めてほしい。</p>	<p>第1編都市計画マスタープラン「VI 実現に向けて」において記載しているとおり、共創によるまちづくりの実現に向け、多様な主体と連携したまちづくりを推進します。</p>

73	VI 実現に向けて	<p><意見1> 『本計画【素案】』「新しい日常にも対応した目指すべき集約型の地域構造の在り方」(P10)には、「②エネルギー負荷の少ないまちづくりの誘導」についての記述があり、このような「CO₂排出量の削減を促進する考え方」に賛同するとともに、以下右枠の通り下線部分の追記をご提案致します。</p> <p>P219 IV 実現に向けて 2. 実現手法 (1) 都市のマネジメントの視点を取り入れたまちづくりの推進 ② 公共施設マネジメントの推進 ≪公共施設マネジメント 基本方針2の注釈説明≫</p> <p>※4 外部に与える環境負荷の低減 地球環境保全のための省エネルギー化への対応、<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換</u>、環境負荷を考慮した工法の採用、改修の規模を必要最小限とする工夫など、外部に与える環境負荷を可能な限り低減させます。</p> <p><追記理由> 再生可能エネルギーの利活用は環境にやさしい自然エネルギーであり、環境負荷低減の取組みとしては有効な手段です。しかし、再生可能エネルギーの利用だけでは2050年の目標はもちろん、2030年の目標達成も厳しい状況です。 『調布市総合計画』(令和5年3月)によると、「市は、行政の率先取組みとして、再生可能エネルギー設備を導入するとともに、公共施設で調達する電力を、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギー比率の高い電力や<u>環境負荷の低いエネルギーへの転換</u>に向け取り組んでいます。」(P243)との記述があり、本計画【素案】においてもこのような追記をご提案します。</p> <p>また、第6次エネルギー基本計画には、「天然ガスは、再生可能エネルギーの調整電源の中心的な役割を果たしている。燃料転換等を通じた天然ガスシフトが進むことにより、環境負荷低減にも寄与する。」(P36)「電化による対応が難しい高温域も(中略)ガスの脱炭素化が大きな役割を果たす。」(P91)と示されている通り、省エネルギーの他に環境負荷の低いエネルギーの利活用も同時並行で推進していくことが目標達成に必須であると考えます。 さらに、地球温暖化防止対策の観点からも、CCUSやCNL等の天然ガス高度利用やメタネーション(e-メタン)などにより脱炭素化を図ることで、地球温暖化防止対策推進の取り組みに貢献します。</p>	<p>ゼロカーボンシティの実現に向けた取組は、まちづくりや産業、交通、防災など、市の様々な分野において、組織横断的に推進していく必要があります。「調布市総合計画」(令和5年3月策定)においても、その施策の考え方を示しております。</p> <p>第1編都市計画マスタープランにおいても、その重要性から、「II まちづくりの動向と策定の視点」では、都市づくりに関連する社会情勢の変化や、策定の視点に記載するとともに、「IV まちづくりの基本方針」では、環境分野のまちづくりの基本方針として位置付けております。再生可能エネルギーとともに環境負荷の低いエネルギーの利用促進を図ることは、そうした取組に貢献するものと考えております。</p> <p>なお、御意見をいただいた箇所については、調布市公共施設等総合管理計画の一部を引用しております。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます</p>
74	VI 実現に向けて	<p>●PDCAサイクルの適用による検証 計画、実行、評価、見直しをするとあるが、それは大切であるが、自然、緑をなくしての見直しはできない。今の時代を生活している市民、行政が責任をもって住みやすいまちを次世代の繋いでいく責任がある。人口が減っていく中、どこまで、にぎわいがある町を維持していけるのか、どれだけ住みやすいまち、住んでいたいまちにするがです。コンパクトシティにするため、集約複合施設を増やし、交通網を増やすためにロータリーを大きくし、道路を広げることが住みよい街なのかな？ 調布駅南口広場を道路にし、木を伐り、たこ公園をなくして新たに移動の木、遊具を設置、たこ公園を違う場所に新たに作った。総合福祉センターをハザードマップで浸水地域とさせている京王多摩川に移転するとしている。障がい者が不便で行けない、行かないといっている施設の見直しもなく、進めている。その福祉センターの機能の一部を新たに調布市役所の敷地に建てる?という。 計画をたて、実行してからでないか、評価、見直しがでないのか。計画が出て、パブリックコメントの意見募集があり、ほとんどの人が反対意見を出したのに、計画は進んでいる。 この計画も形だけかと不信に思ってしまう。行政不信になってしまう。</p>	<p>今回の計画検討に当たっては、市民の皆様の御意見をお聴きするために、無作為抽出3,000人への市民アンケートや調布の未来を担う市立の小中学生へのアンケート、計10回のワークショップ、オープンハウス、説明会等の多様な手法を実施しました。 いただいた御意見の内容についても、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
75	VI 実現に向けて	<p>●P.222 VI実現に向けて 3 計画の進行管理 おおむね10年後に計画の中間見直しとあり、また、相変わらずPDCAサイクルの図を示しているが、今回の見直しが、どれほど、まともな進捗状況把握(・施策評価・事務事業評価、・市民の意向調査)の結果されたか示されたい。データなしに、実現可能性のわからない美しい未来像が描かれている。市民にとって「画餅」に終わらないことを祈る。</p>	<p>進捗状況については、毎年実施している市民意識調査や調布市基本計画に掲げる施策評価・事務事業評価などを踏まえて今回の策定検討を行っております。なお、市民意識調査及び施策評価・事務事業評価の結果は、市のホームページで御覧いただけます。また、第1編都市計画マスタープラン「II まちづくりの動向と策定の視点」において、まちづくりの現況と課題などを記載しております。 また、市民意向については、無作為抽出3,000人への市民アンケートや調布の未来を担う市立の小中学生へのアンケート、計10回のワークショップ、オープンハウス、説明会等の多様な手法を用いて把握しております。</p>

第2編 立地適正化計画

No	項目	御意見等の内容	市の考え方
76	Ⅲ 居住誘導区域	<p>● P221～ 第2編 立地適正化計画 令和5年5月 令和元年（2019年）10月に発生した「令和元年東日本台風（台風第19号）」では、200世帯余の家屋の床上床下浸水の被害が発生し、6000人以上の人が避難所に避難された。この経験と今後ますます激しくなる気候危機を考慮すると、将来も同様の被害が起こりうる可能性が高いため、人口減少社会に移行する長期的視点で、そのような場合でも被害を最小化できるように、住宅や公共施設を多摩川の「氾濫原」というべき地域に配置することをできるだけ避けるように誘導すべきである。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p>
77	Ⅲ 居住誘導区域	<p>立地適正化計画 P8 ウ 浸水想定区域（イエローゾーン）今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とする。 →浸水想定区域（イエローゾーン）を定めながら、市が当該区域を条件付きであっても居住「誘導」区域に定めるのは、流域治水の考え方と矛盾する。調布市は人口増加となる開発行為をあらゆる施策によって抑制しなければならない。</p>	
78	Ⅲ 居住誘導区域	<p>多摩川の外水氾濫（計画規模）で3m以上の浸水被害が生じ、2019年台風19号で内水被害が生じている染地の居住誘導区域設定は、妥当なのでしょうか。 国土交通省が内外水統合型水害リスクマップを作成中だと思います。 水害リスクマップが作成されてから立地適正化計画を作成する方が良いと思います。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p> <p>なお、立地適正化計画は、おおむね5年ごとに計画の進捗状況や妥当性等について精査、検証等を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。</p>
79	V 誘導施設	<p>P18 「日常生活に係る拠点的な施設」として総合福祉センターが記載されているが、対象が「各地域の市民」となっている。 総合福祉センターは広範囲の利用者を対象とする施設であり、対象は「全市民・来街者」であるから立地は現在の調布駅前が最良となる。立地適正化の取組として、結論ありきの不適な施策である、</p>	<p>第2編立地適正化計画「V 誘導施設」に記載している都市機能を有する施設のうち、出張所及び総合福祉センターを「日常生活に係る拠点的な施設」から「広範囲の利用者を対象とする施設」に修正するとともに、つつじヶ丘駅周辺及び京王多摩川駅周辺をだれもがアクセスしやすく、かつ、これまで進めてきたまちづくりとの連携を図る観点などから、広範囲の利用者を対象とする施設を配置する「地域拠点①」に修正しました。</p>
80	V 誘導施設	<p>（都市機能を有する施設の配置の考え方） →総合福祉センターが「日常生活に係る拠点的な施設」（対象者 各地域の市民）に位置づけられているが、各地域において、現在の総合福祉センターが果たしている役割をしっかりと機能させるような整備が終わるまでは、「広範囲の利用者を対象とする施設」として、「全市民を対象とした中心拠点調布駅周辺」に位置付けるべき。 現在の調布駅前にある総合福祉センターを、調布駅前から排除する思惑が透けて見える。これはSDGs、ノーマライゼーションの流れにも反すると思う。</p>	

81	V 誘導施設	<p>● P.21 第2編 立地適正化計画 のP.21 都市機能を有する施設 「総合福祉センター」</p> <p>「総合福祉センター」については、配置区分は「拠点立地（＝誘導施設）」とし、「地域拠点②京王多摩川駅周辺」を◇（誘導型）とし、中心拠点を含むそれ以外の拠点は「一」とし、「施設立地の方向」は「駅から近傍への立地の誘導を図る」とあるが、理解不能である。なぜなら、ハンディキャップを抱えた多くの利用者が安全性や利便性の観点から反対の声を上げている、特に京王多摩川駅の危険性を指摘しているにもかかわらず、京王多摩川駅周辺に誘導する目的が、京王電鉄の施設アンジェ跡地再開発と調布駅前再開発以外に見当たらないからである。立地適正化計画にふさわしくないものを既成事実を追認するために無理やり押し込んで正当化しようとするもので、悪質である。つまり、「総合福祉センター」については、立地適正化計画という名に値しない。換言すると「立地不適正化計画」である。関係者を含めて十分な話し合いを行い、見直しを行うべきである。</p>	<p>京王多摩川駅周辺地区の地区計画では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進に向けて、「地域共生社会に向けた多世代が共に生き、多様な主体が交流するコンパクトなまちづくり」を推進することを目指しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
82	V 誘導施設	<p>●立地適正化計画として意見</p> <p>京王多摩川駅の京王電鉄が建てる施設2階に総合福祉センターを入れる計画に関して、立地適正化ではない計画だと思えます。</p> <p>読むと「川沿いに立地する医療機関・福祉施設・子育て施設では、浸水による機能低下への対応を図る必要がある、これらの要支援者利用施設は、継続的な機能維持が図られるよう、施設単位での浸水対策がもめられる。」5メートルから10メートルとさえしているが京王多摩川は都市機能誘導地域としている。想定最大規模：多摩川の浸水予測 想定確率 48時間総雨量588mm計画規模24時間 690mmとしています。と記載されている。</p> <p>近年ゲリラ豪雨が頻繁に起きて、被害が拡大している。そんな地区に総合福祉センターを持っていくは、危険で、障がい者にとって不安です。</p> <p>また多摩川地区をバリアフリー重点地区としていますが、駅舎とその建物と繋がっておらず、一度降りなければいけない。また新設道路を渡らないといけない計画です。</p>	<p>京王多摩川駅周辺地区の地区計画では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進に向けて、「地域共生社会に向けた多世代が共に生き、多様な主体が交流するコンパクトなまちづくり」を推進することを目指しております。</p> <p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
83	V 誘導施設	<p>● P.21 第2編 立地適正化計画 P.21 都市機能を有する施設 「金融」</p> <p>「金融」機関のうち、「銀行、その他金融機関」については、配置区分は「拠点立地（＝誘導施設）」とし、ほぼすべての拠点にあるが、「施設立地の方向」は「現状の利用者ニーズに応じた立地を継続しつつ、拠点への維持・誘導を図る。」が、その意図が不明であり、そもそも私企業にそのような「行政指導」まがいのことをいうべきなのか疑問である。</p> <p>それに対して、「郵便局（ゆうちょ銀行）」については、「適度立地」として、「施設立地の方向」は「郵便局独自の考え方に基づく分散立地を図る。」とあるが、これも疑問である。2つの「施設立地の方向」の内容は逆ではないか？</p> <p>「ゆうちょ銀行」は「銀行、その他金融機関」と同列でよいが、「郵便事業」は独占であるから、「郵便局独自の考え方に基づく」ことを容認すべきでない。すでに、土曜日の配達をしないことや小さな郵便局の廃止などが行われている。日本が衰退していくにつれて、この動きはますます進んでいく。「郵便局独自の考え方に基づく」だけでなく、「市民の利便性」の考え方を含めるように、修正するべきである。</p>	<p>第2編立地適正化計画「V 誘導施設」において、都市機能を有する施設の金融機能として記載している郵便局（ゆうちょ銀行）とは金融機能を指しており、郵便機能を指すものではありません。</p> <p>郵便局（ゆうちょ銀行）については、各施策やサービスの特徴に応じた圏域や施設配置の考え方に基づき適正な立地を図る施設であると考え、適度立地施設として設定しております。</p>
84	VI 防災指針	<p>P.30</p> <p>「浸水リスクがある拠点におけるハード・ソフト両面の浸水対策・想定最大規模の水災害において浸水深3.0m以上の浸水想定区域内の箇所が存在する拠点は、都市機能の低下への対応を図ることが必要です。」</p> <p>→リスク低減のために、流域治水の考えに基づき、総合福祉センターは移転させない。多摩川住宅の開発で人口を増やさないと必要である。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
85	VI 防災指針	<p>P.31</p> <p>「水害履歴箇所における再度災害の防止・近年の水災害履歴では、令和元年東日本台風（台風19号）に伴い、染地地域を中心に浸水被害が生じています。これらの水害履歴箇所における再度災害の防止に向けた段階的な浸水対策が求められます。」</p> <p>→リスク低減のために、流域治水の考えに基づき、多摩川住宅の開発で人口を増やさないと必要である。垂直避難は建物で孤立となるため、有効な対策とは言えない。水害で避難所に避難が必要となる市民を染地地域で増やしてはならない。</p>	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p>

86	Ⅷ 進行管理と目標指標	<p>○浸水被害が想定される地区の浸水対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京王多摩川駅周辺地区は浸水想定が3～5mとなっている。被害の甚大化が懸念されるとしている。浸水被害が想定される箇所でのリスク低減に向けたハード・ソフト両面の浸水対策が必要と書かれているが、具体的にどのような対策がとれるのであろうか。また、将来的に水害の危険性が高まると予想されている中、こうした危険地域に、まして「総合福祉センター」という要配慮者の利用する公共施設を移転するという判断を行政はどのように考えているのか。このところ、水害が全国各地でも今まで起きていないところで起きている。水害想定地区に高齢者施設などの建設を控えるようとの報道もあった。今ここで、立ち止まるべきではないか。これは想定外とは言えない事態である。 	<p>第2編立地適正化計画「Ⅲ 居住誘導区域」では、浸水想定区域については、災害リスクを把握した上で、警戒避難体制に向けた対策や災害を防止・軽減するための施設の整備とともに、市民と地域の防災力向上に向けた取組を進めていることから、今後の防災・減災の施策を示し、居住誘導区域とすることとしております。</p> <p>また、「Ⅵ 防災指針」では、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保に向けて、防災指針を定め、水災害への対策方法や具体的な取組について示しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
----	-------------	--	---

その他

No	項目	御意見等の内容	市の考え方
87	その他	<p>京王多摩川への移転に関わる問題点は浸水リスク以外にも以下A～Cが挙げられる。</p> <p>A. 京王多摩川駅設備・構造上の問題 ①京王多摩川駅は高架駅で複線対面式ホームの駅であり、 ②エレベーターはあるが、あとは階段だけで、エスカレーターはない。 ③ホームが線路の形状に合わせ大きくカーブしているため、ホーム隙間から線路に転落するリスクのある駅である。 ④ホームドアは設置されていない。ホームドアの設置基準は1日の乗降客が10万人以上で設置するという目安があると言われており、今後も即時の設置は期待できない。 ⑤ホームと総合福祉センターを直接繋げる改築をするならば、総合福祉センターが入居予定の「B棟」2階で直結させるような改造が必要であるが、総合福祉センターと直結させるような改札口の増設設置改良工事となれば、京王電鉄が工事を行うかどうか全く期待できない。対面式ホームでは、下りホームとの直結は難しいため駅建築物と新築建物の直結についてはほぼ無理と推察する。 マスタープラン序章「6. 調布市におけるこれまでのバリアフリー化の取組の概要」の「(1) アンケート調査の主な結果と課題」において、京王多摩川駅は市内の京王全駅9駅中、総合評価で5段階の8位、旅客設備の使いやすさでは、5段階で2.5と最下位9位と記載されている。2点台は京王多摩川駅だけであり、これは極端に低い評価である。課題の整理に関する記載にも「京王多摩川駅：エレベーター・トイレの改良に関する指摘が多く、更なるバリアフリー化に向けた整備等が必要」と記載され、問題の多い駅であることが市民に認知されている状況である。今後設備面での改良が求められているが、カーブしている線形は将来も変わらないため、仮にホームドアが設置されたとしても転落の危険が残る。 結論として、京王多摩川駅のバリアフリー対応には改善できる対策は限定的であり、線形や対面式のホーム等、駅構造に関わる抜本的な改善は今後も期待ができない。</p>	<p>市では、調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想の策定に際して、令和2年度に実施したアンケート調査や令和3年度に実施したまちあるき点検において、高齢者、障害者等を含む市民の方々から京王多摩川駅とその周辺について御意見をいただき、課題を整理した上で関係事業者に報告しております。</p> <p>京王多摩川駅は、エレベーターや車いす利用者用トイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの敷設等の基本的なバリアフリー化の整備がされているものの、御意見のとおり駅のバリアフリー環境には課題があること、土地区画整理事業等との連携を図る効果が見込まれることから、重点整備地区に設定しバリアフリー化を進める必要性が高いと考えております。</p> <p>今後も引き続き、調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想に基づき、関係事業者と連携してバリアフリー化を進めて参ります。</p>
88	その他	<p>B. 京王多摩川駅へのアクセス問題 京王多摩川駅は京王線の支線・相模原線で区間急行以上の優等列車は通過する。また、地域としては市の南部地域にあたり、市東部・西部から相模原線へのアクセスは移動距離が長くなるばかりでなく、乗換の場合も発生し、不便になる。特に西部の西調布駅、飛田給駅からは調布で必ず上下方向の異なる地下ホーム2階と3階での乗換が必須となってしまう。 北部でのバス便は調布駅を起点・終点としており、バスの乗継またはバスと相模原線の乗換が必須となり、アクセス性は大変悪くなる。</p>	<p>総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p>
89	その他	<p>C. 京王閻魔輪最寄駅であることの危険性 京王多摩川駅隣接の京王閻魔輪開催時は短時間に駅、駅周辺に競輪目的の鉄道・バス利用者が大挙して押し寄せる状況が発生する。 移転後の総合福祉センターを利用するため京王多摩川駅とその周辺にて目の不自由な人、車いすや杖など足の不自由な人や高齢者など、バリアフリーを必要とする市民が競輪場来場者の群衆に押しのけられ、怪我をする危険が予想される。</p>	<p>総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた「総合福祉センターの整備に関する考え方」において市の考え方を示しております。</p> <p>今後も引き続き、調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想に基づき、関係事業者と連携してバリアフリー化を進めて参ります。</p>
90	その他	<p>●大型開発をする時に、そこにコンサル会社等、開発業者が入る。市の開発を進める時にプロポーザル業者を入れる。そのことが民間業者の主導にならないよう住民・市民の意見を聞いて進めてほしい。開発は誰のための開発、民間企業のための開発、民間企業の利潤追求のための都市開発でなく、市民のための都市計画あってほしい。</p>	<p>第1編都市計画マスタープラン「Ⅵ 実現に向けて」において、これまでの幅広い市民参加と協働によるまちづくりを更に発展させ、多様な主体と共に考え、ともに行動することで、地域課題の解決や市街地の魅力を育てていく、「共創によるまちづくり」を推進していくことを記載しております。</p> <p>公共施設の整備に当たっては、市民の皆様への情報共有や意見交換の実施を図り、より市民の視点に立ったまちづくりを推進します。</p> <p>民間の開発においても、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例に基づき、引き続き、指導等を実施して参ります。</p>

91	その他	<p>●調布駅前には様々な機能・施設あり、子どもから高齢者、障がい者、多様な条件を抱えた人も日常的に利用する機会が多い駅です。その調布駅前にこそ福祉にかかわる施設を置くことで調布の共生社会の拠点となるのではないのでしょうか。京王多摩川地区に障がい者施設を移しことで共生社会を実現する場とするには、無理があると計画だと思つ。調布の中心地、調布駅前に福祉の拠点、総合福祉センターを置くこと、調布市社会福祉協議会があることが調布の共生社会を築くことだと思つ。現在もそこから色々なボランティアをする市民、ボランティア活動が広がっており、共生社会が実現していたのに残念である。</p>	<p>京王多摩川駅周辺地区の地区計画では、子ども・高齢者・障害者などすべての人々が生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の推進に向けて、「地域共生社会に向けた多世代が共に生き、多様な主体が交流するコンパクトなまちづくり」を推進することを目指しております。</p> <p>なお、総合福祉センターの移転については、令和4年2月に取りまとめた公表した「総合福祉センターの整備に関する考え方」及びパブリック・コメントの実施結果において市の考え方を示しております。</p>
92	その他	<p>○総合福祉センターをでなく、他の公共施設をいれ方が、この京王多摩川地区として活性化をすと思う。たとえば南部公民館にすとか。公民館の4館構想は残っています。（文化会館たづくりは公民館ではない）</p>	
93	その他	<p>○京王多摩川駅とその建物の間に、新設道路として広くとっている。ここに新設の大きな道路が必要かとおもふ。駅降りてすぐ広場で安全に行ける、居られる場としての都市計画であつたらいい。 駐車場のためなら構造を変更したらどうか。交流広場がせますぎるのは</p>	<p>京王多摩川駅周辺地区では、まちづくり懇談会やオープンハウス等を実施し、都市計画手続きを経て、京王多摩川駅周辺地区地区計画において、区画道路の幅員、公園や広場の面積や位置等を定めております。</p> <p>道路については、調布都市計画道路3・4・4号線と多摩川河川敷を円滑に接続し、賑わいのある歩行者動線を形成するため、京王相模原線西側の市道南89号線を区画道路として延伸整備することとしており、広場については、駅前空間や主要な歩行者用通路に隣接する滞留空間を形成し、地区内の建築物からの歩行者動線とも連携する機能として整備することとしております。</p>
94	その他	<p>もちょっとひろくしてほしい</p>	<p>いただいた御意見の内容については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>